

令和2年7月28日

安曇野市教育委員会

令和2年7月定例会

会 議 議 案

安曇野市教育委員会

議案第 2 号	教育部 生涯学習課
令和 2 年 7 月 28 日 提出	(課長) 臼井 隆昭 (担当係長) 塩原 良明

タイトル	安曇野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
決定を要する事項の内容	安曇野市スポーツ推進審議会委員の委嘱
要旨	<p>スポーツ推進審議会委員について、令和 2 年 9 月から新たな委員を選出し、安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直しについて審議していただきたい。</p> <p>スポーツ推進審議会委員として別紙の方に委嘱したい。</p>
説明	<p>1 安曇野市スポーツ推進審議会</p> <p>スポーツ基本法第 31 条の規定に基づき設置するものである。審議会は安曇野市教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。</p> <p>委員は次に掲げる者の内から教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) スポーツに関する学識経験者</p> <p>(2) 関係行政機関の職員</p> <p>(3) 教育委員会が特に認める者</p> <p>委員の定数は 15 名以内、任期は 2 年である。</p> <p>2 経過</p> <p>平成 30 年 9 月 1 日～令和 2 年 8 月 31 日の任期中、下記①～③について審議した。</p> <p>①安曇野市体育施設等の使用料の改正について(消費税引き上げに伴う見直し)</p> <p>②新総合体育館の管理運営形態について</p> <p>③安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直しについて</p> <p>①②については慎重に審議していただき答申をいただいたが、③については審議の途中となっている為、引き続き審議していただきたい。</p> <p>3 委員の選出</p> <p>別紙のとおりの方に委員をお願いしたい。</p> <p>(1) スポーツに関する学識経験者 9 名</p>

- (2) 関係行政機関の職員 2名
(3) 教育委員会が特に認める者 4名 計15名
任期：令和2年9月1日～令和4年8月31日（2年）

4 審議事項

- (1) 安曇野市体育施設の使用料の減免割合の見直し

安曇野市スポーツ推進審議会委員（案）

任期 令和2年9月1日～令和4年8月31日

No.	委員	氏名	所属	再任
1	1	赤羽高明	安曇野市体育協会 会長	再任
2	1	加々美浩一	安曇野市スポーツ少年団 本部長	再任
3	1	松田久雄	安曇野市スポーツ推進委員会会長	再任
4	1	湯本度	前安曇野市スポーツ推進計画策定委員会委員	再任
5	1	布山まゆみ	安曇野市スポーツ推進委員会委員 前安曇野市スポーツ推進計画策定委員会委員	再任
6	1	臼井良臣	総合型地域スポーツクラブ「スポネット常念」代表	再任
7	1	古澤栄一	前安曇野市スポーツ推進計画策定委員会会長	再任
8	1	小林いず子	元松本市役所スポーツ推進課 課長補佐	再任
9	1	小林可奈子	アトランタオリンピック女子マウンテンバイククロスカントリー日本代表	再任
10	2	古川節雄	安曇野市体育協会 事務局長	再任
11	2	西村健太郎	長野県教職員 長野県スポーツ協会	再任
12	3	麻田記良	校長会推薦 小中学校代表	新任
13	3	藤森康友	元安曇野市議会議員 元安曇野市公式スポーツ施設整備計画策定委員会委員 安曇野市バスケットボール協会理事長	再任
14	3	千國寛一	前安曇野市監査委員 安曇野市社会教育委員 安曇野市生涯学習推進市民会議委員	再任
15	3	赤羽敦子	元安曇野市観光交流推進課長 民生委員	再任

安曇野市スポーツ推進審議会条例 第3条2項により以下のとおり定められております。

- (1) スポーツに関する学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号のほか、教育委員会が特に必要と認める者

議案第3号	教育部 文化課
令和2年7月28日提出	(課長) 山下 泰永 (担当) 三澤 新弥

タイトル	安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則制定について
決定を要する事項の内容	安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則の承認
要旨	安曇野市交流学習センター条例の一部の改正に伴い、条例に合わせて管理規則を改正し、併せて条文と様式の修正を行います。
説明	<p>安曇野市交流学習センター条例の改正に伴い、安曇野市交流学習センターの管理及び運営について必要な事項を定めた安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正します。</p> <p>豊科交流学習センターに指定管理者制度を導入するにあたって、条文中に指定管理者の業務を追加し、様式から同施設を削除します。</p> <p>1. 条例の名称</p> <p style="padding-left: 2em;">安曇野市交流学習センター管理規則</p> <p>2. 施行日</p> <p style="padding-left: 2em;">令和3年4月1日</p>

安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市交流学習センター管理規則の一部を改正する規則

安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条」を「第20条」に改める。

第2条第1項中「条例第5条第1項に規定する」を「安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターについて条例第7条第1項に規定する利用の」に改め、「により申請するものとする」を「を教育委員会に提出しなければならない」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターにあつては教育委員会、安曇野市豊科交流学習センターにあつては指定管理者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 安曇野市豊科交流学習センターについて条例第7条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 利用する目的
- (2) 利用する日時
- (3) 利用する施設、設備又は備品の名称
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

第3条中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、第7条第1項の許可をしたときにあつては利用許可書、不許可としたときにあつては理由を記載した不許可書を交付しなければならない。

第4条中「第5条第1項」を「第7条第1項」に改め、「前条又は次条第2項」を「前条第1項、前条第2項、次条第3項又は次条第4項」に改める。

第5条第1項中「許可」の前に「安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターの利用について」を加え、「利用の変更をし」を「条例第7条第1項後段に規定する利用の変更の許可を受け」に改め、同条第3項中「許可」の前に「安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターの利用について」を加え、「様式第7号の2」を「様式第8号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項を同条第3項と

し、同項の次に次の1項を加える。

4 指定管理者は、第1項の申請に対して変更を許可したときあつては利用変更許可書、不許可としたときあつては理由を記載した不許可書を交付しなければならない。

第5条第1項の次に次の1項を加える。

2 安曇野市豊科交流学習センターの利用について許可を受けた者が条例第7条第1項後段に規定する利用の変更の許可を受けようとするときは、利用する日の前30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 変更したい内容

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が変更の許可を行うために必要と認める事項

第6条第1項中「第7条」を「第9条」に改め、「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条第3項中「様式第9号」を「様式第10号」に改める。

第7条第1項中「第8条ただし書」を「第10条ただし書」に改め、同条第2項中「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条第3項中「様式第11号」を「様式第12号」に改める。

第9条を第11条とする。

第8条中「教育委員会は、条例第10条の規定により条例第5条第1項の許可を取り消したとき」を「条例第15条の規定により許可の取消しを決定したときは、教育委員会にあつて」に、「様式第12号)により通知するものとする」を「様式第13号)を、指定管理者にあつては理由を記載した利用許可取消通知書を交付しなければならない」に改め、同条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(利用料金の減免)

第8条 条例第12条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請があつた場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは減免承認通知書、承認しないときあつては理由を記載した不承認書を交付しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第13条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に対し還付の可否を決定したときは還付承認決定通知書、承認しないときあつては理由を記載した不承認書を交付しなければならない。

様式を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

申請者 住所（所在）

氏名（名称及び代表者氏名）

㊦

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設の利用許可を申請します。

催物名称・内容		利用予定人数
		人
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3（応接室） <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター	<input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
利用年月日	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
準備	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
入場料・参加費 徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入場料・参加費最高額	円）
物販、広告宣伝 等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容	）

催事予定表への掲載： 可 ・ 不可

申請者記入欄へ記載いただいた電話番号を「お問い合わせ先」として掲載します。

様式第2号（第2条関係）

安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書

年 月 日

（宛先）安曇野市教育委員会

申請者 住所（所在）

氏名（名称及び代表者氏名）

㊦

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの設備・備品の利用許可を申請します。

催物名称・内容		利用予定人数
		人
設備・備品	穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台（花台を含む。） <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> ロアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> 放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク（ 本） <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース（ 台）
	三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
利用年月日	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで	

様式第3号（第3条関係）

安曇野市交流学習センター施設利用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設の利用を許可します。

催物名称・内容		利用予定人数
		人
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3（応接室） <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場	
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー	
利用年月日	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで	
入場料・参加費 徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入場料・参加費最高額 円）	
物販、広告宣 伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容 ）	

許可条件

- 1 安曇野市交流学習センター条例、安曇野市交流学習センター管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された利用上の注意事項を守ること。

(裏)

利 用 上 の 注 意 事 項

- 1 この許可書は、利用の際に必ず交流学習センターの受付に提示してください。
- 2 利用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 許可を受けた者の責めによらない事由により利用できないとき 100分の100
 - (2) 許可を受けた者が次に掲げる日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は中止届を提出したとき
 - ア 利用する日の前90日 100分の100
 - イ 利用する日の前30日 100分の50なお、使用料の還付を受けようとするときは、「安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書（様式第11号）」を提出してください。
- 4 利用日を変更する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用変更申請書（様式第6号）」を提出してください。
- 5 利用を中止する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用中止届（様式第8号）」を提出してください。
- 6 教育委員会が緊急に利用する場合又は安曇野市交流学習センター条例第15条に該当するときは、利用不適切と認め、許可を取り消すことがあります。
- 7 利用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
- 8 許可を受けた者による不注意又は過失により利用中に生じた事故については、市は、一切の責任を負いません。
- 9 天候不順による施設利用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
- 10 ホール及び設備等を利用する方は、前日までに職員と十分打合せをし、準備をしてください。
- 11 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくことになります。
- 12 後片付けは、次のとおり行ってください。
 - ア モップ、ほうき、ちりとり等を使用し、清掃をしてください。
 - イ 施設利用の際に出たごみ類は、片付けて全て持ち帰ってください。

様式第4号（第3条関係）

安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市交流学習センターの設備・備品の利用を許可します。

催物名称・内容		利用予定人数
		人
設備・備品	穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台（花台を含む。） <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> ロアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> 放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク（ 本） <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース（ 台）
	三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
利用年月日	年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
	年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
	年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
	年 月 日（ ）	時 分から 時 分まで
日	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日	時 分から 時 分まで

許可条件

- 1 安曇野市交流学習センター条例、安曇野市交流学習センター管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された利用上の注意事項を守ること。

(裏)

利 用 上 の 注 意 事 項

- 1 この許可書は、利用の際に必ず交流学習センターの受付に提示してください。
- 2 利用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 許可を受けた者の責めによらない事由により利用できないとき 100分の100
 - (2) 許可を受けた者が次に掲げる日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は中止届を提出したとき
 - ア 利用する日の前90日 100分の100
 - イ 利用する日の前30日 100分の50なお、使用料の還付を受けようとするときは、「安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書(様式第11号)」を提出してください。
- 4 利用日を変更する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用変更申請書(様式第6号)」を提出してください。
- 5 利用を中止する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用中止届(様式第8号)」を提出してください。
- 6 教育委員会が緊急に利用する場合又は安曇野市交流学習センター条例第15条に該当するときは、利用不適切と認め、許可を取り消すことがあります。
- 7 利用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
- 8 許可を受けた者による不注意又は過失により利用中に生じた事故については、市は、一切の責任を負いません。
- 9 天候不順による施設利用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
- 10 ホール及び設備等を利用する方は、前日までに職員と十分打合せをし、準備をしてください。
- 11 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくことになります。
- 12 後片付けは、次のとおり行ってください。
 - ア モップ、ほうき、ちりとり等を使用し、清掃をしてください。
 - イ 施設利用の際に出たごみ類は、片付けて全て持ち帰ってください。

様式第5号（第3条関係）

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用不許可通知書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった安曇野市交流学習センター施設・設備・備品の利用については、下記により、許可しないので通知します。

記

許可しない理由

（教示）

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第5条関係）

安曇野市交流学習センター利用変更申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

申請者 住所（所在）

氏名（名称及び代表者氏名）

㊞

電話番号

年 月 日付け安曇野市教育委員会指令 第 号により、安曇野市交流学習センターの施設・設備・備品の利用許可を受けましたが、次のとおり変更・中止をしたいので申請します。

変更後の利用日 (中止する日)	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで				
変更・中止の理由					
変更したい内容	<table border="1"> <tr> <td>利用施設</td> <td> <input type="checkbox"/>穂高交流学習センター <input type="checkbox"/>多目的交流ホール <input type="checkbox"/>楽屋1 <input type="checkbox"/>楽屋2 <input type="checkbox"/>楽屋3（応接室） <input type="checkbox"/>学習室 <input type="checkbox"/>展示ギャラリー <input type="checkbox"/>交流広場 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/>三郷交流学習センター <input type="checkbox"/>学習室1 <input type="checkbox"/>学習室2 <input type="checkbox"/>展示ギャラリー </td> </tr> </table>	利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3（応接室） <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場		<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
	利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3（応接室） <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場			
		<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー			
設備・備品及び区分	<table border="1"> <tr> <td>穂高</td> <td> <input type="checkbox"/>平台 <input type="checkbox"/>音響反射板 <input type="checkbox"/>ホールスクリーン <input type="checkbox"/>携帯用スクリーン <input type="checkbox"/>指揮台 <input type="checkbox"/>演台（花台を含む。） <input type="checkbox"/>司会者台 <input type="checkbox"/>移動観覧席 <input type="checkbox"/>シーリングライト <input type="checkbox"/>サスペンションライト <input type="checkbox"/>フォローピンスポット <input type="checkbox"/>ローアーホリゾントライト <input type="checkbox"/>アッパーホリゾントライト <input type="checkbox"/>放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/>ワイヤレスマイク（ 本）<input type="checkbox"/>携帯用拡声器 <input type="checkbox"/>ビデオデッキ <input type="checkbox"/>DVDプレーヤー <input type="checkbox"/>カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/>CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/>プロジェクター <input type="checkbox"/>イベント用テント <input type="checkbox"/>ピアノ <input type="checkbox"/>展示ケース（ 台） </td> </tr> <tr> <td>三郷</td> <td> <input type="checkbox"/>携帯用拡声器 <input type="checkbox"/>携帯用スクリーン <input type="checkbox"/>プロジェクター <input type="checkbox"/>ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/>モニターテレビ </td> </tr> </table>	穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台（花台を含む。） <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> ローアーホリゾントライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト <input type="checkbox"/> 放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク（ 本） <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース（ 台）	三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台（花台を含む。） <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> ローアーホリゾントライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト <input type="checkbox"/> 放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク（ 本） <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース（ 台）				
三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ				
延長時間	<input type="checkbox"/> 午前8時30分から午前9時まで <input type="checkbox"/> 正午から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後9時30分から午後10時まで				
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入場料・参加費最高額 円）				
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容 ）				
添付書類	利用許可書を添付してください。				

安曇野市交流学习センター利用変更許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、変更を許可します。

変更後の利用日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで				
変更・中止の理由					
変更したい内容	<table border="1"> <tr> <td>利用施設</td> <td> <input type="checkbox"/>穂高交流学习センター <input type="checkbox"/>多目的交流ホール <input type="checkbox"/>楽屋1 <input type="checkbox"/>楽屋2 <input type="checkbox"/>楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/>学習室 <input type="checkbox"/>展示ギャラリー <input type="checkbox"/>交流広場 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/>三郷交流学习センター <input type="checkbox"/>学習室1 <input type="checkbox"/>学習室2 <input type="checkbox"/>展示ギャラリー </td> </tr> </table>	利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学习センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場		<input type="checkbox"/> 三郷交流学习センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
	利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学习センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場			
		<input type="checkbox"/> 三郷交流学习センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー			
設備・備品及び区分	<table border="1"> <tr> <td>穂高</td> <td> <input type="checkbox"/>平台 <input type="checkbox"/>音響反射板 <input type="checkbox"/>ホールスクリーン <input type="checkbox"/>携帯用スクリーン <input type="checkbox"/>指揮台 <input type="checkbox"/>演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/>司会者台 <input type="checkbox"/>移動観覧席 <input type="checkbox"/>シーリングライト <input type="checkbox"/>サスペンションライト <input type="checkbox"/>フォローピンスポット <input type="checkbox"/>ローアホリゾンライト <input type="checkbox"/>アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/>放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/>ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/>携帯用拡声器 <input type="checkbox"/>ビデオデッキ <input type="checkbox"/>DVDプレーヤー <input type="checkbox"/>カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/>CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/>プロジェクター <input type="checkbox"/>イベント用テント <input type="checkbox"/>ピアノ <input type="checkbox"/>展示ケース (台) </td> </tr> <tr> <td>三郷</td> <td> <input type="checkbox"/>携帯用拡声器 <input type="checkbox"/>携帯用スクリーン <input type="checkbox"/>プロジェクター <input type="checkbox"/>ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/>モニターテレビ </td> </tr> </table>	穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> ローアホリゾンライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース (台)	三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> ローアホリゾンライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース (台)				
三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ				
延長時間	<input type="checkbox"/> 午前8時30分から午前9時まで <input type="checkbox"/> 正午から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後9時30分から午後10時まで				
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円)				
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)				
備考					

様式第8号（第5条関係）

安曇野市交流学習センター利用中止届

年 月 日

（宛先） 安曇野市教育委員会

申請者 住所（所在）

氏名（名称及び代表者氏名）

㊦

電話番号

年 月 日付け安曇野市教育委員会指令 第 号により、安曇野市交流学習センターの施設・設備・備品の利用許可を受けましたが、次のとおり利用の中止を届け出ます。

中止する日時		年 月 日 () 時 分から	
		年 月 日 () 時 分まで	
中止の理由			
中止の内容	利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3（応接室） <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場
		<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター	<input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
	設備・備品及び区分	穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台（花台を含む。） <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> ローアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> 放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク（ 本） <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース（ 台）
	三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ	
延長時間		<input type="checkbox"/> 午前8時30分から午前9時まで <input type="checkbox"/> 正午から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後9時30分から午後10時まで	
入場料・参加費徴収		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入場料・参加費最高額 円）	
物販、広告宣伝等		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容 ）	
添付書類		利用許可書を添付してください。	

安曇野市交流学習センター使用料減免申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

申請者 住所（所在）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料の減免を申請します。

利用年月日	年 月 日（ ） 時 分から	
	年 月 日（ ） 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで	
催物名称・内容		利用予定人数 人
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター	<input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（入場料・参加費最高額 円）	
物販、広告宣伝	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（内容 ）	
減免率	100分の	
減免理由	<input type="checkbox"/> 安曇野市又は安曇野市教育委員会の主催・共催事業 <input type="checkbox"/> 市内幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校が学習のため利用 <input type="checkbox"/> 市内の非営利社会福祉団体の公益を目的とした事業 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	

様式第 10 号 (第 6 条関係)

安曇野市交流学習センター使用料減免承認(不承認)通知書

安曇野市指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市長 印

年 月 日付で申請のあった使用料減免申請は、
 (下記のとおり承認します。
 下記の理由により承認できません。)

記

利用年月日	年 月 日 () 時 分から
	年 月 日 () 時 分まで
準備	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
催物名称・内容	利用予定人数 人
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円)
物販、広告宣伝	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)
減免率	100分の
減免理由	<input type="checkbox"/> 安曇野市又は安曇野市教育委員会の主催・共催事業 <input type="checkbox"/> 市内幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校が学習のため利用 <input type="checkbox"/> 市内の非営利社会福祉団体の公益を目的とした事業 <input type="checkbox"/> その他 ()
不承認の理由	

(教示)

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者市長)を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
 なお、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで提起することができます。
 (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

申請者 住所 (所在)

氏名 (名称及び代表者氏名)

㊦

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料を還付してください。

使用料の 還付理由		
納入済額	円	
還付請求額	円	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学 習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学 習センター	<input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
利用予定日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
設備・備品 及び区分	穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> ローアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース (台)
	三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
備考		
添付書類	領収書を添付してください。	

【還付先口座】

	<input type="checkbox"/> 口座振替金融機関		普通・当座No.
金融機関名		ﾌﾘｶﾞﾅ	
	支店・支所	<input type="checkbox"/> 口座名義	

様式第12号（第7条関係）

安曇野市交流学習センター使用料還付決定書

安曇野市指令 第 号

年 月 日

様

安曇野市長 印

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料を還付します。

使用料の 還付理由			
納入済額	円		
還付請求額	円		
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学 習センター	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3（応接 室） <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場	
	<input type="checkbox"/> 三郷交流学 習センター	<input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー	
利用予定日	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで		
	年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで		
設備・備品 及び区分	穂高	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台（花台を含む。） <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォローピンスポット <input type="checkbox"/> ローアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> 放送設備（マイク1本含む。） <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク（ 本） <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース（ 台）	
	三郷	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスクプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ	
備考			

【還付先口座】

口座振替金融機関		普通・当座No.	
金融機関名		リガナ	
	支店・支所	口座名義	

様式第13号（第10条関係）

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付け安曇野市教育委員会指令 第 号による安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用許可については、下記により利用許可を取り消します。

記

利用許可を取り消す理由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者教育委員会）を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の安曇野市交流学習センター管理規則の規定により行われた申請、届出その他の行為は、安曇野市交流学習センター条例の一部を改正する条例（令和2年安曇野市条例第19号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされているものを除き、改正後の安曇野市交流学習センター管理規則の相当規定に基づいて行われた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

○安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年教育委員会規則第4号）

改正後

改正前

（趣旨）

第1条 この規則は、安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、安曇野市交流学習センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に必要事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この規則は、安曇野市交流学習センター条例（平成21年安曇野市条例第12号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、安曇野市交流学習センター（以下「センター」という。）の管理及び運営に必要事項を定めるものとする。

（利用の申請）

第2条 安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターについて条例第7条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、施設は安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書（様式第1号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書（様式第2号）を教育委員会に提出しなければならない。

（利用の申請）

第2条 条例第5条第1項に規定する許可を受けようとする者は、施設は安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書（様式第1号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書（様式第2号）により申請するものとする。

2 安曇野市豊科交流学習センターについて条例第7条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 利用する目的

(2) 利用する日時

(3) 利用する施設、設備又は備品の名称

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

3 前2項の申請は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターにあっては教育委員会、安曇野市豊科交流学習センターにあっては指定管理者が認めたときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

（利用の許可）

第3条 教育委員会は、条例第7条第1項の許可をしたときは、施設は安曇野市交流学習センター施設利用許可書（様式第3号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書

（利用の許可）

第3条 教育委員会は、条例第5条第1項の許可をしたときは、施設は安曇野市交流学習センター施設利用許可書（様式第3号）、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書

2 前項の申請は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

改正後

(様式第4号)を、同条第2項の許可しないときは安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用不許可通知書(様式第5号)を交付するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2. 指定管理者は、第7条第1項の許可をしたときは理由を記載した不許可書を許可書、不許可としたときは理由を記載した不許可書を交付しなければならない。

(許可書の提示)

第4条 条例第7条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)がセンターを利用するときは、センターの受付へ前条第1項、前条第2項、次条第3項又は次条第4項の許可書を提示しなければならない。

(利用の変更又は中止)

第5条 安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターの利用について許可を受けた者が条例第7条第1項後段に規定する利用の変更の許可を受けようとするときは、利用する日の前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター利用変更申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

2. 安曇野市豊科交流学習センターの利用について許可を受けた者が条例第7条第1項後段に規定する利用の変更の許可を受けようとするときは、利用する日の前30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 変更したい内容

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が変更の許可を行うために必要と認める事項

3. 教育委員会は、前項の申請に対して変更を許可したときは、安曇野市交流学習センター利用変更許可書(様式第7号)を交付するものとする。

4. 指定管理者は、第1項の申請に対して変更を許可したときにおいて利用変更許可書、不許可としたときは理由を記載した不許可書を交付しなければならない。

改正前

(様式第4号)を、同条第2項の許可しないときは安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用不許可通知書(様式第5号)を交付するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(許可書の提示)

第4条 条例第5条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)がセンターを利用するときは、センターの受付へ前条又は次条第2項の許可書を提示しなければならない。

(利用の変更又は中止)

第5条 許可を受けた者が利用の変更をしようとするときは、利用する日の前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター利用変更申請書(様式第6号)を提出しなければならない。

2. 教育委員会は、前項の申請に対して変更を許可したときは、安曇野市交流学習センター利用変更許可書(様式第7号)を交付するものとする。

改正後

5 安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターの利用について許可を受けた者が利用を中止しようとするときは、利用を中止しようとするときは、利用を開始する前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター利用中止届（様式第8号）を提出しなければならないに代え、教育委員会が認めれば、口頭をもってこれに代えることができる。

6 安曇野市豊科交流学習センターの利用について許可を受けた者が利用の中止をしようとするときは、利用する日の前30日までに、その理由を記載した中止届を指定管理者に提出しなければならないに代え、ただし、指定管理者が認めれば、口頭をもってこれに代えることができる。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料減免申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により提出された申請書を審査し、承認又は不承認を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料減免承認（不承認）書（様式第10号）を交付するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定による市長が特に必要と認めるときとは、次に掲げる場合をいい、還付する額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

2 使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に対し還付を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料還付決定書（様式第12号）を交付するものとする。

(利用料金の減免)

改正前

3 許可を受けた者が利用を中止しようとするときは、利用を開始する前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター利用中止届（様式第7号の2）を提出しなければならないに代え、教育委員会が認めれば、口頭をもってこれに代えることができる。

(使用料の減免)

第6条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料減免申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により提出された申請書を審査し、承認又は不承認を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料減免承認（不承認）書（様式第9号）を交付するものとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第8条ただし書の規定による市長が特に必要と認めるときとは、次に掲げる場合をいい、還付する額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

2 使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に対し還付を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料還付決定書（様式第11号）を交付するものとする。

改正後

第8条 条例第12条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならぬ。

2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは減免承認通知書、承認しないときにあつては理由を記載した不承認書を交付しなければならない。

(利用料金の還付)

第9条 条例第13条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に対し還付の可否を決定したときは還付承認決定通知書、承認しないときにあつては理由を記載した不承認書を交付しなければならない。

(許可の取消し)

第10条 条例第15条の規定により許可の取消しを決定したときは、教育委員会にあつては安曇野市交流学習センター利用許可取消通知書(様式第13号)を、指定管理者にあつては理由を記載した利用許可取消通知書を交付しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(補則)

第11条 (略)

改正前

(許可の取消し)

第8条 教育委員会は、条例第10条の規定により条例第5条第1項の許可を取り消したときは、安曇野市交流学習センター利用許可取消通知書(様式第12号)により通知するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(補則)

第9条 (略)

安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所 (所在)

氏名 (名称及び代表者氏名) ④

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設の施設利用許可を申請します。

催物名称・内容		利用予定人数
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー	人
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで	
入場料・参加費 徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円)	
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)	

催事予定表への掲載： 可 ・ 不可
 申請者記入欄へ記載いただいた電話番号を「お問い合わせ先」として掲載します。

安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所又は所在

名 称

代表者氏名

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設の施設利用許可を申請します。

催物名称・内容		利用予定人数
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6 (和室) <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー	人
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで	
入場料・参加費 徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円)	
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)	

催事予定表への掲載： 可 ・ 不可
 申請者記入欄へ記載いただいた電話番号を「お問い合わせ先」として掲載します。

安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所 (所在)

氏名 (名称及び代表者氏名) ㊟

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの設備・備品の利用許可を申請します。

催物名称・内容		利用予定人数
設備・備品	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> ロアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース (台) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイスクリーン <input type="checkbox"/> モニターテレビ	人
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 年 月 日 時 分から 時 分まで	

安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所又は所在

名 称

代表者氏名

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの設備・備品の利用許可を申請します。

催物名称・内容		利用予定人数
設備・備品	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ロアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイスクリーン <input type="checkbox"/> モニターテレビ	人
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 年 月 日 時 分から 時 分まで	

安曇野市交流学習センター施設利用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

安曇野市交流学習センター施設利用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設の利用を許可します。

催物名称・内容		利用予定人数
利用施設	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 聴高交流学習センター <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input checked="" type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー	人
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで 入場料・参加費徴収 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円) 物販、広告宣伝等 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)	

許可条件

- 1 安曇野市交流学習センター条例、安曇野市交流学習センター管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された利用上の注意事項を守ること。

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設の利用を許可します。

催物名称・内容		利用予定人数
利用施設	<input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 聴高交流学習センター <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6 (和室) <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー	人
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで 入場料・参加費徴収 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円) 物販、広告宣伝等 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)	

許可条件

- 1 安曇野市交流学習センター条例、安曇野市交流学習センター管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された利用上の注意事項を守ること。

(表)
利用上の注意事項

- 1 この許可書は、利用の際に必ず交流学習センターの受付に提示してください。
- 2 利用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 許可を受けた者の責めによらない事由により利用できないとき 100分の100
 - (2) 許可を受けた者が次に掲げる日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は中止届を提出したとき
 - ア 利用する日の前90日 100分の100
 - イ 利用する日の前30日 100分の50
 なお、使用料の還付を受けようとするときは、「安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書(様式第11号)」を提出してください。
- 4 利用日を変更する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用変更申請書(様式第6号)」を提出してください。
- 5 利用を中止する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用中止届(様式第8号)」を提出してください。
- 6 教育委員会が緊急に利用する場合又は安曇野市交流学習センター条例第15条に該当するときは、利用不適切と認め、許可を取り消すことがあります。
- 7 利用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
- 8 許可を受けた者による不注意又は過失により利用中に生じた事故については、**直**は、一切の責任を負いません。
- 9 天候不順による施設利用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
- 10 ホール及び設備等を利用する方は、前日までに職員と十分打合せをし、準備をしてください。
- 11 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくこととなります。
 - 12 後片付けは、次のとおり行ってください。
 - ア モップ、ほうき、ちりとり等を使用し、清掃をしてください。
 - イ 施設利用の際に出たごみ類は、片付けて全て持ち帰ってください。

(裏)
利用上の注意事項

- 1 この許可書は、利用の際に必ず交流学習センターの受付に提示してください。
- 2 利用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 許可を受けた者の責めによらない事由により利用できないとき 100分の100
 - (2) 許可を受けた者が次に掲げる日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は中止届を提出したとき
 - ア 利用する日の前90日 100分の100
 - イ 利用する日の前30日 100分の50
 なお、使用料の還付を受けようとするときは、「安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書(様式第10号)」を提出してください。
- 4 利用日を変更する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用変更申請書(様式第6号)」を提出してください。
- 5 利用を中止する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用中止届(様式第7号の2)」を提出してください。
- 6 教育委員会が緊急に利用する場合又は安曇野市交流学習センター条例第10条に該当するときは、利用不適切と認め、許可を取り消すことがあります。
- 7 利用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
- 8 許可を受けた者による不注意又は過失により利用中に生じた事故については、**教育委員会**は、一切の責任を負いません。
- 9 天候不順による施設利用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
- 10 ホール及び設備等を利用する方は、前日までに職員と十分打合せをし、準備をしてください。
- 11 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくこととなります。
 - 12 後片付けは、次のとおり行ってください。
 - ア モップ、ほうき、ちりとり等を使用し、清掃をしてください。
 - イ 施設利用の際に出たごみ類は、片付けて全て持ち帰ってください。

安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 年 月 日 号

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市交流学習センターの設備・備品の利用を許可します。

催物名称・内容		利用予定人数
設備・備品	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> ロアホリゾンタルライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンタルライト <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース (台)	人
	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイスクリーン <input type="checkbox"/> モニターテレビ	
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで	

許可条件

- 1 安曇野市交流学習センター条例、安曇野市交流学習センター管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された利用上の注意事項を守ること。

安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書

安曇野市教育委員会指令 第 年 月 日 号

様

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、安曇野市交流学習センターの設備・備品の利用を許可します。

催物名称・内容		利用予定人数
設備・備品	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ロアホリゾンタルライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンタルライト	人
	<input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイスクリーン <input type="checkbox"/> モニターテレビ	
利用年月日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
	準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 時 分から 時 分まで	

許可条件

- 1 安曇野市交流学習センター条例、安曇野市交流学習センター管理規則を遵守すること。
- 2 裏面に記載された利用上の注意事項を守ること。

(裏)
利用上の注意事項

- 1 この許可書は、利用の際に必ず交流学習センターの受付に提示してください。
- 2 利用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 許可を受けた者の責めによらない事由により利用できないとき 100分の100
 - (2) 許可を受けた者が次に掲げる日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は中止届を提出したとき
 - ア 利用する日の前90日 100分の100
 - イ 利用する日の前30日 100分の50
 なお、使用料の還付を受けようとするときは、「安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書(様式第11号)」を提出してください。
- 4 利用日を変更する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用変更申請書(様式第6号)」を提出してください。
- 5 利用を中止する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用中止届(様式第8号)」を提出してください。
- 6 教育委員会が緊急に利用する場合又は安曇野市交流学習センター条例第15条に該当するときは、利用不適切と認め、許可を取り消すことがあります。
- 7 利用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
- 8 許可を受けた者による不注意又は過失により利用中に生じた事故については、**直は、**一切の責任を負いません。
- 9 天候不順による施設利用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
- 10 ホール及び設備等を利用する方は、前日までに職員と十分打合せをし、準備をしてください。
- 11 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくことになります。
 - 12 後片付けは、次のとおり行ってください。
 - ア モップ、ほうき、ちりとり等を使用し、清掃をしてください。
 - イ 施設利用の際に出たごみ類は、片付けて全て持ち帰ってください。

(裏)
利用上の注意事項

- 1 この許可書は、利用の際に必ず交流学習センターの受付に提示してください。
- 2 利用許可を受けた権利を他に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 使用料の還付については、次のとおりです。
 - (1) 許可を受けた者の責めによらない事由により利用できないとき 100分の100
 - (2) 許可を受けた者が次に掲げる日までに利用の変更の許可を受けたとき、又は中止届を提出したとき
 - ア 利用する日の前90日 100分の100
 - イ 利用する日の前30日 100分の50
 なお、使用料の還付を受けようとするときは、「安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書(様式第10号)」を提出してください。
- 4 利用日を変更する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用変更申請書(様式第6号)」を提出してください。
- 5 利用を中止する場合は、利用許可を受けた利用日30日前までに「安曇野市交流学習センター利用中止届(様式第7号の2)」を提出してください。
- 6 教育委員会が緊急に利用する場合又は安曇野市交流学習センター条例第10条に該当するときは、利用不適切と認め、許可を取り消すことがあります。
- 7 利用時間には、準備と片付けの時間が含まれます。
- 8 許可を受けた者による不注意又は過失により利用中に生じた事故については、**教育委員会は、**一切の責任を負いません。
- 9 天候不順による施設利用の可、不可の判断は教育委員会で決定します。
- 10 ホール及び設備等を利用する方は、前日までに職員と十分打合せをし、準備をしてください。
- 11 施設等に損害を与えたときは、相当額の損害賠償をしていただくことになります。
 - 12 後片付けは、次のとおり行ってください。
 - ア モップ、ほうき、ちりとり等を使用し、清掃をしてください。
 - イ 施設利用の際に出たごみ類は、片付けて全て持ち帰ってください。

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用不許可通知書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった安曇野市交流学習センター施設・設備・備品の利用については、下記により、許可しないので通知します。

記

許可しない理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者安曇野市教育委員会)を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用不許可通知書

安曇野市教育委員会指令 第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付で申請のあった安曇野市交流学習センター施設・設備・備品の利用については、下記により、許可しないので通知します。

記

許可しない理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者安曇野市教育委員会)を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所 (所在)

氏名 (名称及び代表者氏名)

電話番号

年月日付け安曇野市教育委員会指令 第 号により、安曇野市交流学習センターの施設・設備・備品の利用許可を受けましたが、次のとおり変更・中止をしますので申請します。

年 月 日

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所

団体名

代表者氏名

電話番号

年月日付け安曇野市教育委員会指令 第 号により、安曇野市交流学習センターの施設・設備・備品の利用許可を受けましたが、次のとおり変更・中止をしますので申請します。

変更後の利用日 (中止する日)	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
変更・中止の理由	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
変更したい内容	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> ロアーホリゾントライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ビアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース (台) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> プルレーレイディスプレイヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
延長時間	<input type="checkbox"/> 午前8時30分から午前9時まで <input type="checkbox"/> 正午から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後9時30分から午後10時まで 円)
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額)
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)
添付書類	利用許可書を添付してください。

変更後の利用日 (中止する日)	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
変更・中止の理由	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6 (和室) <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
変更したい内容	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ビアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ロアーホリゾントライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> プルレーレイディスプレイヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ
延長時間	<input type="checkbox"/> 午前8時30分から午前9時まで <input type="checkbox"/> 正午から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後9時30分から午後10時まで 円)
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額)
物販、広告宣伝等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)
添付書類	利用許可書を添付してください。

安曇野市交流学習センター利用変更許可書

安曇野市交流学習センター利用変更許可書

安曇野市教育委員会 指 令
年 月 日

安曇野市教育委員会 指 令
年 月 日

様

様

安曇野市教育委員会 印

安曇野市教育委員会 印

次のとおり、変更を許可します。

次のとおり、変更を許可します。

変更後の利用日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
変更・中止の理由	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
変更したい内容	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 後動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> ロアーホリゾンタルライト <input type="checkbox"/> アップバーホリゾンタルライト <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース (台) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイ <input type="checkbox"/> モニターテレビ
延長時間	<input type="checkbox"/> 午前8時30分から午前9時まで <input type="checkbox"/> 正午から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後9時30分から午後10時まで <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)
備考	

変更後の利用日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
変更・中止の理由	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6 (和室) <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
変更したい内容	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ロアーホリゾンタルライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 後動観覧席 <input type="checkbox"/> アップバーホリゾンタルライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイ <input type="checkbox"/> モニターテレビ
延長時間	<input type="checkbox"/> 午前8時30分から午前9時まで <input type="checkbox"/> 正午から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後9時30分から午後10時まで <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)
備考	

安曇野市交流学習センター利用中止届

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所(所在)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

年月日付安曇野市教育委員会指令 第 号により、安曇野市交流学習センターの施設・設備・備品の利用許可を受けましたが、次のとおり利用の中止を届け出ます。

年 月 日 () 時 分から () 時 分まで

中止する日時	年 月 日 () 時 分から () 時 分まで
中止の理由	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
中止の内容	<input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台(花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> ロアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> 放送設備(マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク(本) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ビデオ <input type="checkbox"/> 展示ケース(台) 三郷 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ 延長時間 <input type="checkbox"/> 午前8時30分から午前9時まで <input type="checkbox"/> 正午から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後9時30分から午後10時まで 入場料・参加費徴収 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円) 物販、広告宣伝等 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容) 添付書類 利用許可書を添付してください。

安曇野市交流学習センター利用中止届

(宛先) 安曇野市教育委員会

申請者 住所又は所在

名 称

代表者氏名

電話番号

年月日付安曇野市教育委員会指令 第 号により、安曇野市交流学習センターの施設・設備・備品の利用許可を受けましたが、次のとおり利用の中止を届け出ます。

年 月 日 () 時 分から () 時 分まで

中止する日時	年 月 日 () 時 分から () 時 分まで
中止の理由	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6 (和室) <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー
中止の内容	<input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備(マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク(本) <input type="checkbox"/> 演台(花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ビデオ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ロアーホリゾンライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾンライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ 延長時間 <input type="checkbox"/> 午前8時30分から午前9時まで <input type="checkbox"/> 正午から午後1時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後6時まで <input type="checkbox"/> 午後9時30分から午後10時まで 入場料・参加費徴収 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円) 物販、広告宣伝等 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容) 添付書類 利用許可書を添付してください。

安曇野市交流学習センター使用料減免申請書

安曇野市交流学習センター使用料減免申請書

年 月 日

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

(宛先) 安曇野市長

申請者 住所 (所在)

申請者 住所又は所在

氏名 (名称及び代表者氏名)

名 称

電話番号

代表者氏名

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料の減免を申請します。

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料の減免を申請します。

利用年月日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	利用予定人数 人
催物名称・内容			
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品	
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円)		
物販、広告宣伝	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)		
減免率	100分の		
減免理由	<input type="checkbox"/> 安曇野市又は安曇野市教育委員会の主催・共催事業 <input type="checkbox"/> 市内幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校が学習のため利用 <input type="checkbox"/> 市内の非営利社会福祉団体の公益を目的とした事業 <input type="checkbox"/> その他 ()		

利用年月日	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	利用予定人数 人
催物名称・内容			
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品	<input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター <input type="checkbox"/> 施設 <input type="checkbox"/> 設備・備品	
入場料・参加費徴収	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (入場料・参加費最高額 円)		
物販、広告宣伝	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (内容)		
減免率	100分の		
減免理由	<input type="checkbox"/> 安曇野市、又は安曇野市教育委員会の主催・共催事業 <input type="checkbox"/> 市内幼稚園、保育園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校が学習のため利用 <input type="checkbox"/> 市内の非営利社会福祉団体の公益を目的とした事業 <input type="checkbox"/> その他 ()		

安曇野市交流学習センター使用料減免承認(不承認) 通知書

安曇野市指令 第 号 年 月 日

様

安曇野市長 印

年月日付で申請のあった使用料減免申請は、下記のとおり承認します。 下記の理由により承認できません。

Table with columns: 利用年月日, 催物名称・内容, 利用施設, 入場料・参加費徴収, 物販、広告宣伝, 減免率, 減免理由, 不承認の理由. Includes checkboxes for facility types and fee status.

- (表示) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過することとなります。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を結んだ後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者市長)を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を結ばないことにつき正当な理由があるとき。

安曇野市交流学習センター使用料減免承認(不承認) 通知書

安曇野市指令 第 号 年 月 日

様

安曇野市長 印

年月日付で申請のあった使用料減免申請は、下記のとおり承認します。 下記の理由により承認できません。

Table with columns: 利用年月日, 催物名称・内容, 利用施設, 入場料・参加費徴収, 物販、広告宣伝, 減免率, 減免理由, 不承認の理由. Includes checkboxes for facility types and fee status.

- (表示) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過することとなります。 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を結んだ後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者市長)を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を結ばないことにつき正当な理由があるとき。

安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書

(宛先) 安曇野市長

年 月 日

申請者 住所(所在)

氏名(名称及び代表者氏名)

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料を還付してください。

使用料の 還付理由	円	
納入済額	円	
還付請求額	円	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー	
利用予定日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
設備・備品 及び区分	穂高 <input type="checkbox"/> 指弾台 <input type="checkbox"/> 演台(花台を含む。) <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> アッパーホリスントライト <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> オフローピンスポット <input type="checkbox"/> ロアーホリスントライト <input type="checkbox"/> 放送設備(マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク(本) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース(台) 三郷 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイスクリーン <input type="checkbox"/> モニターテレビ	
備考		
添付書類	領収書を添付してください。	

【還付先口座】

金融機関名	口座振替金融機関	支店・支所	普通・当座No.
		リガナ	
		口座名義	

安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書

(宛先) 安曇野市長

年 月 日

申請者 住所又は所在

名称

代表者氏名

電話番号

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料を還付してください。

使用料の 還付理由	円	
納入済額	円	
還付請求額	円	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6 (和室)	
利用予定日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 年 月 日 () 時 分から 時 分まで	
設備・備品 及び区分	穂高・豊科共通 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DDVDDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指弾台 <input type="checkbox"/> 放送設備(マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク(本) <input type="checkbox"/> 演台(花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> オフローピンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ロアーホリスントライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリスントライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイスクリーン <input type="checkbox"/> モニターテレビ	
備考		
添付書類	領収書を添付してください。	

【還付先口座】

金融機関名	口座振替金融機関	支店・支所	普通・当座No.
		リガナ	
		口座名義	

安曇野市交流学習センター使用料還付決定書

安曇野市指令 第 年 月 日

様

安曇野市長

印

安曇野市交流学習センター使用料還付決定書

安曇野市指令 第 年 月 日

様

安曇野市長

印

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料を還付します。

使用料の 還付理由		
納入済額	円	
還付請求額	円	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー	
利用予定日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 年 月 日 () 時 分から 時 分まで <input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> ロア-ホリゾントライト <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 展示ケース (台) <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ	
設備・備品 及び区分	穂高 三郷	
備考		

【還付先口座】

金融機関名	支店・支所	口座名義	フリガナ	普通・当座No.

次のとおり、安曇野市交流学習センターの施設等の使用料を還付します。

使用料の 還付理由		
納入済額	円	
還付請求額	円	
利用施設	<input type="checkbox"/> 穂高交流学習センター <input type="checkbox"/> 豊科交流学習センター <input type="checkbox"/> 三郷交流学習センター <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 楽屋1 <input type="checkbox"/> 楽屋2 <input type="checkbox"/> 楽屋3 (応接室) <input type="checkbox"/> 学習室 <input type="checkbox"/> 展示ギャラリー <input type="checkbox"/> 交流広場 <input type="checkbox"/> 多目的交流ホール <input type="checkbox"/> 学習室1 <input type="checkbox"/> 学習室2 <input type="checkbox"/> 学習室3 <input type="checkbox"/> 学習室4 <input type="checkbox"/> 学習室5 <input type="checkbox"/> 学習室6 (和室)	
利用予定日	年 月 日 () 時 分から 時 分まで 年 月 日 () 時 分から 時 分まで 準備 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 年 月 日 () 時 分から 時 分まで <input type="checkbox"/> ホールスクリーン <input type="checkbox"/> サスペンションライト <input type="checkbox"/> DVDプレーヤー <input type="checkbox"/> 指揮台 <input type="checkbox"/> 放送設備 (マイク1本含む。) <input type="checkbox"/> ワイヤレスマイク (本) <input type="checkbox"/> 演台 (花台を含む。) <input type="checkbox"/> 司会者台 <input type="checkbox"/> CD・MDプレーヤー <input type="checkbox"/> 展示ケース <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> ビデオデッキ <input type="checkbox"/> フォロービンスポット <input type="checkbox"/> カセットテープレコーダー <input type="checkbox"/> 平台 <input type="checkbox"/> シーリングライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 音響反射板 <input type="checkbox"/> ロア-ホリゾントライト <input type="checkbox"/> イベント用テント <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> 移動観覧席 <input type="checkbox"/> アッパーホリゾントライト <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 携帯用スクリーン <input type="checkbox"/> プロジェクター <input type="checkbox"/> ブルーレイディスプレイプレーヤー <input type="checkbox"/> モニターテレビ	
設備・備品 及び区分	穂高 豊科共通 穂高 三郷	
備考		

【還付先口座】

金融機関名	支店・支所	口座名義	フリガナ	普通・当座No.

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

安曇野市教育委員会

印

年 月 日付け安曇野市教育委員会指令 第 号による安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用許可については、下記により利用許可を取り消します。

記

利用許可を取り消す理由

- (教示)
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
 - この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者教育委員会)を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する 裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用許可取消通知書

第 号

様

安曇野市教育委員会 印

年 月 日付け許可第 号による安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用許可については、下記により利用許可を取り消します。

記

利用許可を取消す理由

- (教示)
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
 - この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市(代表者安曇野市教育委員会)を被告として長野地方裁判所に提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する 裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

安曇野市交流学習センター条例と規則の対応表

条例	改正後の規則
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第3条 センターのうち、安曇野市豊科交流学習センターの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。</p> <p>2 指定管理者は、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年安曇野市条例第20号)第4条第1項の規定によるものであって、かつ、センターの設置の目的を効果的に達成するために必要な能力を有するものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、安曇野市交流学習センター条例(平成21年安曇野市条例第12号。以下「条例」という。)第20条の規定に基づき、安曇野市交流学習センター(以下「センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 安曇野市豊科交流学習センターの利用許可に関する業務</p> <p>(2) 安曇野市豊科交流学習センターの施設、設備及び備品の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 安曇野市豊科交流学習センターの運営に関する業務のうち、市長又は教育委員会のみの特権に属する事務を除く業務</p>	
<p>(事業)</p> <p>第5条 安曇野市穂高交流学習センターは、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	

条例

改正後の規則

(開館時間及び休館日)

第6条 (略)

2 指定管理者は、特に必要と認める場合において、あらかじめ教育委員会の承認を得たときは、安曇野市豊科交流学習センターの開館時間及び休館日を変更することができる。

(利用の許可)

第7条 センター施設の施設、設備又は備品で別表第1又は別表第2に掲げるものを利用しようとする者は、別表第1に掲げるものにあつては教育委員会、別表第2に掲げるものにあつては指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更するときも同様とする。

2 教育委員会又は指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。

(1)～(3) (略)

3 教育委員会又は指定管理者は、第1項の許可をするときは、必要な条件を付することができる。

(利用の申請)

第2条 安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターについて条例第7条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、施設は安曇野市交流学習センター施設利用許可申請書(様式第1号)、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可申請書(様式第2号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 安曇野市豊科交流学習センターについて条例第7条第1項に規定する利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 利用する目的

(2) 利用する日時

(3) 利用する施設、設備又は備品の名称

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

3 前2項の申請は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターにあつては教育委員会、安曇野市豊科交流学習センターにあつては指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(1)～(3) (略)

(利用の許可)

第3条 教育委員会は、条例第7条第1項の許可をしたときは、施設は安曇野市交流学習センター施設利用許可書(様式第3号)、設備及び備品は安曇野市交流学習センター設備・備品利用許可書(様式第4号)を、同条第2項の許可しないときは安

改正後の規則

安曇野市交流学習センター施設・設備・備品利用不許可通知書（様式第5号）を交付するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2. 指定管理者は、第7条第1項の許可をしたときにあっては利用許可書、不許可としたときには理由を記載した不許可書を交付しなければならない。

（許可書の提示）

第4条 条例第7条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）がセンターを利用するときは、センターの受付へ前条第1項、前条第2項、次条第3項又は次条第4項の許可書を提示しなければならない。

（利用の変更又は中止）

第5条 安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターの利用について許可を受けた者が条例第7条第1項後段に規定する利用の変更の許可を受けようとするときは、利用する日の前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター利用変更申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

2. 安曇野市豊科交流学習センターの利用について許可を受けた者が条例第7条第1項後段に規定する利用の変更の許可を受けようとするときは、利用する日の前30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 変更したい内容

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が変更の許可を行うために必要と認める事項

3. 教育委員会は、前項の申請に対して変更を許可したときは、安曇野市交流学習センター利用変更許可書（様式第7号）を交付するものとする。

4. 指定管理者は、第1項の申請に対して変更を許可したときにあっては利用変更許可書、不許可としたときにあっては理由を記載した不許可書を交付しなければならない。

5. 安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習セ

条例

改正後の規則

センターの利用について許可を受けた者が利用を中止しよとすときは、利用を開始する前30日までに教育委員会に安曇野市交流学習センター利用中止届(様式第8号)を提出しなければならぬ。ただし、教育委員会が認められた場合は、口頭をもってこれに代えることができる。

6 安曇野市豊科交流学習センターの利用について許可を受けた者が利用の中止をしようとするときは、利用する日の前30日までに、その理由を記載した中止届を指定管理者に提出しなければならぬ。ただし、指定管理者が認めた場合は、口頭をもってこれに代えることができる。

条例

(使用料)
第8条 安曇野市穂高交流学習センター及び安曇野市三郷交流学習センターの施設等を利用しようとする者で、前条第1項の許可を受けた者は、あらかじめ別表第1に定める使用料を納付しななければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の減免)

第6条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料減免申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 市長は、第1項の規定により提出された申請書を審査し、承認又は不承認を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料減免承認(不承認)書(様式第10号)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第10条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第7条 条例第10条ただし書の規定による市長が特に必要と認めるときとは、次に掲げる場合をいい、還付する額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1)～(3) (略)

条例

改正後の規則

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、安曇野市交流学習センター使用料還付申請書兼請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に対し還付を決定したときは、安曇野市交流学習センター使用料還付決定書（様式第12号）を交付するものとする。

（利用料金の減免）

- 第11条 安曇野市豊科交流学習センターの施設等を利用しようとする者で、第7条第1項の許可を受けた者は、あらかじめ利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があるときは、利用料金の全部又は一部を後納させることができる。
- 2 前項の利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。利用料金を変更するときも、同様とする。
 - 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

- 第12条 指定管理者は、特に必要と認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

（利用料金の減免）

- 第8条 条例第12条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の申請があった場合において、利用料金の減免の可否を決定したときは減免承認通知書、承認しないときにあつては理由を記載した不承認書を交付しなければならない。

条例

改正後の規則

(利用料金の還付)

第13条 納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の還付)

第9条 条例第13条ただし書の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に対し還付の可否を決定したときは還付承認決定通知書、承認しないときは理由を記載した不承認書を交付しなければならない。

(利用の制限)

第14条 センターの利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第7条第2項各号に掲げる行為
- (2)～(5) (略)

2 教育委員会は、センターの利用者が前項各号に掲げる行為を行うい、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

3 指定管理者は、安曇野市豊科交流学習センターの利用者が第1項各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあるときは、その利用を禁止することができる。

(許可の取消し等)

第15条 教育委員会は、第7条第1項の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第7条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) (略)
- (3) 許可を得た利用目的以外に当該施設、設備又は備品を利用したとき。
- (4) 使用料(安曇野市豊科交流学習センターにあっては、利用料金)を指定した日までに納付しなかったとき。

(許可の取消し)

第10条 条例第15条の規定により許可の取消しを決定したときは、教育委員会にあっては安曇野市交流学習センター利用許可取消通知書(様式第18号)を、指定管理者にあっては理由を記載した利用許可取消通知書を交付しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 指定管理者は、第7条第1項の許可（別表第2に係るものに限る。）を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 前項第1号から第3号までに該当したとき。

(2) 利用料金を指定した日までに納付しなかつたとき。

(免責)

第16条 第14条第2項若しくは第3項の規定により利用を禁止した場合又は前条の規定により許可を取り消した場合において生じた損害に対しては、市及び指定管理者は責を負わない。

(費用負担)

第17条 安曇野市豊科交流学習センターの管理等に要する費用は、指定管理者の負担とする。ただし、当該施設の大規模な改修、修繕及び備品の整備、補充等に要する費用は含まないものとする。

(原状回復)

第18条 センターの利用者は、利用を終了したとき、又は第14条第2項若しくは第3項の規定により利用を禁止されたとき、若しくは第15条の規定により第7条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならぬ。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 (略)

(委任)

第20条 (略)

議案第4号	教育部 各課
令和2年7月28日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	学校教育課 後援 1件 文化課 後援 1件 (詳細 別紙)
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>	

学校教育課 共催・後援台帳(令和2年度7月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30	H 29	H 28	所管課 意見
5	R2.7.10	学校教育	講演会「不登校対応 大切にした3つのポイント」	学習支援センター実働舎 理事長・校長 家田 典和	学習支援センター実働舎 エンジンの母 塾	後援	安曇野市民に、不登校への理解と改善の可能性を知っていただくため。	7月8日	令和2年8月29日(土)	--	--			安曇野市豊科交流学習センター1階1号学習室1	学校へ行かれない生徒さんとその親御さんに対して、何に悩み、そしてその改善方法には何が あるのか?の啓蒙を目的とする。	臨床心理士の上間春江さんが、松本平の高校のスクールカウンセラーとして経験した不登校生徒の悩みと改善事例の講演をする。	--	--	--	取扱基準第3条第2項に より可

教育部文化課 共催・後援台帳(令和2年度7月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H30	H29	所管課意見
8	R2.7.6	文化	教養講座「子インパニストから見た風景」	公益財団法人八十二文化財団	申請者と同じ 常務理事 岩瀬 元英	後援	催事を広くご紹介いただき地元の方に多数ご参加いただけたため	7月6日	令和2年12月13日(日)13時30分～15時	礪波公園研成ホール(安曇野市穂高5013-1)	八十二文化財団では、お客さまが生きがいを持って充実した暮らしがおくれるよう、県内各地で生涯学習の場を提供しています。多彩な講師による幅広いジャンル・テーマの講座を開催します。八十二文化財団の友の会会員はじめ、一般の方を対象に実施いたします。	オーケストラの一番後ろに位置するティンパニは「第二の指揮者」と言われるほど重要な存在ですが、馴染みが薄い楽器でもあります。ティンパニを仕事の舞台裏を体験してきたエドワード・ニーヴに紹介します。安曇野地区におけるオーケストラ演奏会の一層の充実および音楽ファンを増やすことを目的に開催いたします。 入場料：八十二文化財団友の会会員500円、一般1,000円、学生(中高生)無料	○	○	-	取扱基準第3条第2項により可 前年度と講師および開催内容が異なるため、協議事項とする

報告第1号	教育部
令和2年7月28日提出	

タイトル	安曇野市議会 令和2年6月定例会における一般質問等について
要旨	市議会6月定例会の一般質問の概要等について報告するもの

1 会期等 令和2年6月1日(月)～6月24日(水)

2 一般質問 令和2年6月11日(木)

議員名	教育委員会関係の質問に対する答弁
白井 泰彦 議員	<p>○教育における新型コロナ対策</p> <p>・3月における小・中学校の臨時休業措置については、市教育委員会は自主的判断により、3月5日から臨時休業措置を取った。3月議会で、井出議員がこれについて評価したが、一部に地方自治体は突如の休業要請に従うべきという非難があった。このことも含め、安曇野市の小・中学校の教育対応を決定する際の基本的な考え方を伺う。</p> <p>【教育部長】</p> <p>本年2月の、国からの小・中学校一斉休業要請を受け、安曇野市では次のような2つの基本的な考え方の基に方針を決定いたしました。第1に、働く保護者に配慮し、休業までに子供が安全に過ごすことができる環境をつくること、第2に、学校において、児童生徒の不安を少しでも和らげるとともに、休業中の家庭学習の準備をしっかりとすることです。</p> <p>この方針に基づいて、総合教育会議での協議を経て、3月5日から休業に入るという判断をしたわけですが、このことにつきましては、市民、学校関係者から肯定的な御意見を多数頂戴いたしました。</p> <p>安曇野市では、続く4月に入ってからの休業につきましても、学校が次の家庭学習の課題を用意する時間として、およそ2週間を単位として、その時々々の国や県の動向、市の状況を踏まえるとともに、学校での児童預かりの様子もつかみながら、迅速な判断に努め、休業延長、分散登校の開始等について一週間前にはお知らせできるようにしてまいりました。</p> <p>・休業期間中の小・中学校の対応について、実施状況を伺う。</p>

【教育部長】

まず、学習状況の確認等については、4月の休業中には、子供の心身の健康状態と学習状況の確認のため、家庭訪問と個別に電話連絡を始めました。しかし、当時の感染拡大の状況を反映してか、家庭訪問を遠慮したい、先生からの手渡しも心配だという保護者からの声が寄せられるなど、学校教職員が保護者や子供と直接会うことを控えざるを得ない事情がありました。次の期間では、苦肉の策として、げた箱を利用してお便りや家庭学習等のプリント等を受け渡すという方法を取りました。

次に、心のケアにつきましては、子供も保護者もいつでも相談できる機会を全ての学校で設けております。各校を巡回しているスクールカウンセラーのほか、市の教育相談室でも、電話やメール、面談により、いつでも相談していただくことが可能となっております。

次に、ネット活用の検討でございますけれども、市では、GIGAスクール構想として国が進めている各学校のネットワーク環境の整備と1人1台の学習用端末の市内全17小・中学校への導入を推進してまいります。通信費を含め、端末導入後のランニングコスト等については、国や県とも協議、要望を重ねていく必要があると考えております。

次に、給食センターの活用でございますけれども、休業期間中、分散登校後半には、段階的に学校に慣れるよう、5月15日からは給食の提供に踏み切ったところでございます。

福祉などと連携した困難を抱える子供への対応でございますけれども、これまでと同様に福祉部子ども支援課と情報共有を行い、関係機関と連携して対応するよう努めております。

次、分散登校で登校を控えた保護者への対応でございますけれども、感染が心配な場合には、登校を見合わせるができることを市教委から保護者通知で必ず明記をして、周知を図ったところでございます。

保護者が医療従事者である児童生徒への配慮につきましては、医療従事者に限らず、保護者が仕事を休めない場合には、非常時の特別措置として、児童を小学校で受け入れてまいりました。

次、携帯電話料の補助というお話でございますけれども、教職員が行う家庭への電話連絡は、基本的に学校の公用電話を使っていただくこととしておりますので、補助は考えておりません。

学校支援員や学校給食調理員などの給与補償ということでありませぬけれども、臨時休業により普段の業務がない場合であっても、無給にならないよう配慮し、また、本人からの同意を得て、担当外の仕事や、普段手の届かない清掃等に従事していただいたほか、年次休暇の

取得なども組み合わせていただきながら、柔軟に対応してまいったところでございます。

・長い休業期間を過ごした児童生徒の思いや状況をどのように受け止め、今後10か月間、子供と家庭、学校の不安と負担を最小限に収めるため、各学校では教育内容を思い切って精選するなど、教育課程の編成において、柔軟な対応が必要と考えるが、その方針を教育長に伺う。

【教育長】

長い休業の間、児童生徒はそれぞれの家庭において、様々な過ごし方をしてきております。課題と向き合って自律的に生活ができた子もいれば、時間を持て余してしまうなど、多様な状況です。各学校では、このことを踏まえ、一人一人の様子を注意深く見ながら、無理のない教育活動を行い、学校での生活に慣れる、生活リズムを整えることを大切に取り組んでおります。

臨時休業中に実施できなかった授業時数の確保のために、行事の見直しや夏季休業の短縮を計画しており、年度末には、各学年の教育課程が終了できる見込みでおります。この中で、楽しみにしていた活動や行事を中止、または縮小しなければならないことは大変残念な思いではありますが、保護者の皆様にも感染防止のため、やむを得ないと御理解をいただいております。

いずれにしても、教える時数や内容ありきではなく、まず、児童生徒の体と心の安定を図ることに努め、徐々に関心、意欲を高めながら、体験的な活動も取り入れた柔軟な教育課程の編成を各学校に要請しております。

・感染防止と今年度の教育課程への対応、家庭との連携等のための学校教育への支援策について

【教育部長】

子供たちの命を預かるため、市も含めた学校関係者が基本的な感染症対策を講じることは責務であるというように捉えております。学校において、教職員は多くの児童生徒等が手を触れるドアノブ、手すり等を毎日下校後に消毒と清掃を行っており、御家庭にも、毎朝の検温や健康記録カードへの記入と提出をお願いしているところでございます。

これらは、学校と家庭が連携して行うべき子供の命を守る行動と考えており、これからの新しい生活様式の一つと捉えております。

また、国の学びの補償のための人的、物的体制整備につきましては、積極的に国のほうに申請をして、活用を図ってまいりたいという

ように考えております。

- ・2次補正予算で、教職員や学習指導員、それからスクールサポートスタッフの内容が盛り込まれていますが、これでは不十分なことは明らかであります。学級担任、それから教科担任、スクールサポートスタッフ等をお願いできることはやっただくと。そして、教員は授業準備と子供への対応、保護者との連携、これにエネルギーを注いでもらう、集中してもらおうということができるような条件整備をしっかりと提供したいというように思う。

教育委員会として、思い切った人員を各学校に補充するというようなことについて、再度聞く。

【教育部長】

国の第2次補正予算で学習指導員等々の予算が盛り込まれております。現在、各学校に不足する人員等について照会をして、今現在、取りまとめている最中でございます。これらの動向を見て、検討したいと思っておりますけれども、こういう事態でございますので、それぞれの学校職員が連携、協力を図って、この難局を乗り切っていくということでお願いをしております。

- ・今回、教育委員会は、学校のプール使用をやらないという判断をしたが、学校に対するプール使用ができるような職員の補充をするというようなことを考えなかったのか。

【教育部長】

その点につきましては、学校、それから教育委員会と検討を重ねたところでございます。

どうしてもプールとなりますと、更衣室の密接、密集、密閉が避けられないということ、それから、水泳の授業に関しましては、どうしてもプールサイドでの密集というもの、それから、何よりも児童生徒の安全のためには複数人の先生方なりがつかないと安全確保ができないという状況がございます。

いろいろな条件を考えまして、今回の学校におけるプールは行わないというふうに判断をさせていただいたところでございます。

- ・経済的困難を増している子育て世帯への支援について

【教育部長】

国におきましては、本年5月19日に、学生支援緊急給付金給付事業の制度が創設されたところでございます。

また、令和元年5月に制定をされました大学等における就労の支援

	<p>に関する法律によりまして、本年4月から開始された国におけます高等教育無償化によれば、授業料や入学金の減免制度の創設と、返還を要しない給付型奨学金の拡充の2本立ての制度でございます。</p> <p>経済的に困りの御家庭に対しては、安曇野市の小・中学校の児童生徒の場合には、学校用品や給食費などの援助を行っているところでございます。</p> <p>また、教職員は日頃から、家庭の状況を踏まえて指導に当たっておりますので、心配な場合については、これまでどおり、関係機関につなげていけるよう、関係部局と連携してまいりたいと思っております。</p> <p>・経済的困難を増している大学、短大、大学院生、専門学校の学生への支援について</p> <p>【教育部長】</p> <p>先ほどの答弁と重複いたしますけれども、国によります就学を諦めない支援制度というものが創設をされております。また、これらの制度につきましては、5月に発行いたしました広報あづみの臨時増刊号にも掲載し、周知に努めているところでございます。</p> <p>いずれにいたしましても、経済的困難を増している大学等の学生への支援につきましては、まずは国等の責任において対応していただけるべきものというように捉えております。</p>
竹内 秀太郎議員	<p>○新型コロナウイルス感染対策として、小・中学校が長期間休校したことに関連して、何点か質問する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1点目は、長期間の休校中に、学校側では、特にどんな点に重点を置いて生徒指導をしてきたか。 ・2点目は、教職員が特に苦勞したことは、どんなことか。 ・3点目は、長期間の休校を経験して、今後、生徒指導をしていく上で、大切だと思ったこと、今後の課題として学んだことは。 <p>【教育長】</p> <p>市教育委員会では、常に子供の命と健康を守ること、学習を継続することを念頭に置いて、文部科学省からの通知などを踏まえ、協議を重ね、校長会とも情報共有をして方針を示してまいりました。学校現場において、大事にしたかったことは、教師と子供、あるいは教職員と保護者との間のつながりです。つながりを太くし、信頼関係を築いていくことは、教育が成り立つ基本条件であります。</p> <p>ところが今回、この一番大事なつながりが持てないことに教職員は苦勞したと思います。</p> <p>先ほども御説明したとおり、訪問も電話も控えざるを得ないという、こういう状況の中で、苦肉の策として、げた箱を利用したお便り</p>

	<p>を受け渡すという方法も取り入れました。</p> <p>その中では、教職員が一人一人にメッセージを添えたお便りを袋のに入れるとか、あるいは、取りに来た保護者の方が子供からのお便りや子供からの質問を入れてくださって、次の受渡し日に返却できるというようなつながりを少しずつでも持とうと工夫をした姿がございました。また、ホームページを通して、学校からの声を届けるようにも努めてまいりました。</p> <p>今後につきましても、この信頼関係を築き、心のつながりを強固にしていく、それを大切に取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>なお、4月上旬頃の家庭訪問や電話もできないような困難な状況の中で、オンラインの活用は大変有効だと感じたところです。</p> <p>【教育部長】</p> <p>市では、令和2年度学校教育グランドデザインの重点事業の一つにICTの活用を掲げておりますが、GIGAスクール構想として国が進めている各学校のネットワーク環境の整備と、1人1台の学習用端末の市内全17小・中学校への導入を推進しております。</p> <p>さらに、オンライン学習は、学校間で児童生徒が交流授業をするなど、大きな可能性があります。学校で先生や友達と関わり合いながら、体を通して学ぶこともたくさんあります。</p> <p>今後も、各学校でバランスの取れた教育活動が進められるよう、努めてまいります。</p>
<p>一志 信一郎議員</p>	<p>○新型コロナウイルスの対応策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育行政の事務上の臨時休業についての開始、延長、解除の判断がどのようになされ、保護者、児童生徒への情報伝達の徹底がどのように図られたか。また、学校等の臨時休校等に伴う保護者の支援対策、助成金並びに子供の居場所の確保、例えば放課後児童クラブ等の開設について伺う。 <p>【教育長】</p> <p>小・中学校の臨時休業の開始、延長、そして解除の判断に当たりましては、感染症の状況の変化に応じて、その都度、各学校、教育委員会、理事者と協議をした上で方針を決定してまいりました。</p> <p>保護者に対しての周知、徹底につきましては、市教育委員会から保護者宛てに学校安全連絡網メール配信システムによって決定した概要を伝えた上で、翌日、改めて保護者宛て通知を配布いたしました。保護者の皆様へ一週間前にはお知らせできるよう努めてまいりました。</p> <p>次に、保護者への支援策といたしましては、まず、保護者の負担軽</p>

減を図るため、5月分の給食費を市が負担することとし、5月の臨時議会において、補正予算の議決をいただいたところでございます。

また、小学校休業中の子供の居場所となる放課後児童クラブについて、3月は早朝7時半から、働く保護者の皆様への支援と、そして、児童の安全な居場所の確保に努めてまいりました。4月以降の休業中も、子供預かりを行ってまいりましたけれども、あらかじめ予約されていた放課後児童クラブと、予約はないけれどもどうしても子供を預けないと働きに出られない方のお子さんをお預かりする特別措置としての児童預かりも同時に小学校で行っていたため、小学校の教職員はその対応にも当たってまいりました。特に、分散登校が始まってからは、登校する児童の授業と、そして、児童預かりの両方に対応しなければならなかったので、調整に大変苦勞をいたしました。

いずれにいたしましても、この臨時休業中、子供たちが安全に過ごすことができましたのは、感染症対策に関わる一連の取組に対して、保護者、放課後児童クラブ、民生児童委員はじめ、社協の関係者、学校関係者、事務局職員などが理解と協力、そして連携プレイがしっ

かりと行われたからこそと、今思っております、改めて、この場をお借りして感謝を申し上げたいと存じます。

・学校給食の子供たちの給食時のマナーの指導等並びに給食センターの業務、材料等の取扱いについて伺う。

新型コロナウイルス感染防止に対する対策について、給食センター等の細心の注意と関係機関との連携、また、子供への細心の注意等について、文部科学省から学校再開ガイドラインで感染防止指針が示されたが、本市における、1つ、市内4か所の給食センターと学校との関係。2つ、子供たちの給食時のマナー、配膳等の注意等について。3つ、万一の感染時の、また、感染後の対応等について、どのように対応しているか。また、食材の供給並びに地域物産センター、JAあづみ等との関わりについて伺う。

【教育部長】

給食配送時間を早め、学年ごとに時間差で運べるよう、配慮しております。

配膳につきましては、手洗いとアルコール消毒を徹底して、教職員と児童生徒が協力して行っております。

食べる際のマナーとしては、全員が前を向き、会話を控えるようにして給食を取るようにしております。

万一の感染時の対応といたしましては、衛生管理マニュアル、それから、学校再開ガイドラインを整備しております。

次に、食材の供給につきましては、JAあづみと堀金物産センターが

大きな取引先となっております。堀金物産センターとは例年5月に生産者の方々と懇談会を持ち、野菜の作付計画や食材供給の要望等をお聞きしておりましたが、今年度はコロナウイルス感染症のため、実施ができませんでした。そのため、栄養士会が物産センターと随時連絡を取り合いながら、地域の食材を活用し、地産地消にも力を入れているところでございます。

また、生産者、納入いただいている業者の皆様、JAの関係者、調理員、栄養士が子供たちと一緒に給食を食べて交流を行う交流給食会につきましては、全ての給食センターで今後も継続してまいりたいと考えております。

- ・郷土料理と子供たちに安全で安心、楽しい給食を提供するに当たって、各給食センターでは、調理器具等を大切に扱い、子供たちに給食を提供してきたが、一年前に各施設、備品等（公共施設再配置計画を含む）の調査を行うとの市の方針であったが、実施したのか。また、その結果はどうだったか。また、報告会を開催するとの約束になっていたが、新型コロナウイルスで説明会等を開催できない状況であるが、どのような方法で、いつ公表するのか。

【教育部長】

地域の伝統的な給食の提供につきましては、現在、月に一回の給食に安曇野の日を設けまして、メニューに地域食材を使用した郷土料理を提供しており、大変好評を得ております。

次に、昨年実施いたしました給食センターの説明会終了後の対応でございます。各給食センターの今後必要な施設、器具等の更新計画資料を基に、年度内に全給食センターの更新計画を作成しております。前年度に行っております。

当初の予定では、本年度、できるだけ早い時期に、5つの地域を回らせていただきまして、給食センターに関する説明会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、今のところ実施がかなわない状況でございます。

今後、感染症対策に配慮して説明会が実施できる状況になりましたら、新たに作成をした市民説明資料を基に、順次、5地域で説明会を開催していきたいと考えております。

- ・図書カード配布事業について伺う。新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言により、市内の小・中学校の児童生徒の制限が見込まれる。こうした中、家庭での学習支援や読書の奨励を目的に、図書カードを市内在住、在学の小・中学生約8,000名に5,000円分の図書カードを1人1枚配布したらどうか。

	<p>【市長】</p> <p>本市におきましては、御案内のとおり、合併前の旧町村ごとに図書館をそれぞれ5地域に配置をいたしております。この5地域の図書購入年間予算は約2,400万円ということになっておりまして、映像使用等も入れて、年間約1万6,300点を購入しております。市民の皆さんの読書ニーズには応えているところであります。</p> <p>また、一方、市内の小・中学校全てに学校図書館がございまして、17校全体で年間予算約1,400万円、約7,300点を購入して、子供たちの読書活動を支援しているところであります。</p> <p>学校のそれぞれ図書館の間におきましても、図書の貸し借りもしておりますし、児童生徒の授業の中で調べ学習という授業があるというようにお聞きをいたしております。この際にも、学校と市立図書館との連携が図られているという報告を受けております。まずはできる限り多くの子供たちに学校や地域図書館の本を借りて、読んでもらうことが重要であるというように考えております。</p> <p>したがいまして、まず、この蔵書の活用、現在あるものを十分に活用することを図っていただくということが大切であるというように考えておりまして、御提案の小・中学校に図書カードを一律に配布するということは、現在のところ考えておりません。</p> <p>地方創生交付金につきましては、その一部を充てるという提案でございしますが、できる限り市民の皆さんに多く公平性を保ちながら、この第2次の地方創生交付金は活用をさせていただきたいというように考えております。</p>
<p>猪狩 久美子議員</p>	<p>○新型コロナウイルス感染防止に向けた市民・介護施設等への支援策は・感染者や濃厚接触者、医療従事者とその家族に対する偏見・差別を許さないための市民啓発を様々な方法で行うべきではないか。男女共同参画での人権啓発、教育現場では、ようやく新学期が始まったばかりという中ではあるが、状況について伺う。</p> <p>【教育部長】</p> <p>今般のコロナウイルス感染症対策に関しまして、日本赤十字社作成の「新型コロナウイルス3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」という資料を全部の小・中学校に配布をしてあります。</p> <p>この感染症が、3つの顔、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別がさらなる病気の拡散につながるという題材の資料でございます。こういった資料を用いて授業に取り組んでいただいているということでございます。</p>

○コロナに促される学校教育の次世代型へのバージョンアップ

・今回のコロナにより、既存の行政機能に不具合はあったのか。対応し切れなかったこと、浮かび上がった課題など。

【市長】

いずれにしても今回のコロナの課題は、今まで経験したことのない予期しなかった課題がたくさんございますし、未解決な部分がございます。先行きがしっかり見通せないという状況だということに思っております。多くの国民の皆さんは、医療の専門家でもございませんし、やはり医療に従事をする皆さんが専門的知見の中でいろいろと論議をしていただいて、国民の不安を取り除いていただくような対策を講じていただければという願いはございます。

市といたしまして、できる限りの対策ということで取り組んできたわけですが、まずは、このコロナウイルスの感染症対策を、的確にやってわけに行かないかもしれませんが、いずれにしても情報収集しながら実施をしていきたいということで、既に答弁させていただいておりますが、対策本部、2月21日に開催をして以来、感染拡大防止対策方針を決定してきたところでございます。内容については、国や県の決定事項、指示事項を基本にさせていただいて、市民の皆様に対して正しい情報を提供することとともに、市の決定事項を速やかにお伝えをしてきたつもりでございます。

市民の皆様方の安全・安心確保を第一に考えてきたわけでありますが、一方では、感染症の拡大によって行政機能が失われてはならないということもございます。職員マニュアルの作成をさせていただきましたし、また、時差出勤の実施等によって本庁舎や支所の感染防止対策も進めてきたところであります。幸いにして、安曇野市におきましては、感染者や濃厚接触者の発症はなかったために、窓口を閉鎖といった行政機能が一時的に停止するような不都合は、現在のところ、発生をしております。

しかし、このウイルスの感染防止のために、小・中学校の休校、先ほどお話にございました、認定こども園の登園の自粛をはじめ集団検診、母子保健事業や介護予防教室などの保健医療サービス、また、東京2020聖火リレーや第6回の安曇野ハーフマラソンなど、多くの市民の皆様方が参加をする行事やイベントが中止となったこと、残念ではございますが、やむを得ない事情でございます。さらに、市の各種会議、あるいは審議会等も開催できず、委員の皆様方からの貴重な意見を伺う機会が確保できなかったこと、これら行政運営上の不都合と認識をいたしております。

今後におきましては、国・県が示した感染症対策の基本的な対処方針によりまして、新しい生活様式の定着を図りながら、地域経済や日

常生活の再生に当たるとともに、市の行政機能や教育の遅れを取り戻すべく活動を徐々に再開をしていきたいというように考えております。

市民の皆様方には、感染拡大防止対策として、施設の休館や利用自粛をお願いして御不便をおかけいたしましたけれども、ぜひ御理解と御協力をいただきたいということでございまして、今までの御協力に対しても感謝を申し上げたいというように思っています。

今後におきましても、必要な警戒を怠ることなく感染症対策に努めてまいりたいというように考えておりますが、大きく世の中の価値観といえますか、ものの見方、考え方が転換をされていく一つの過渡期というか、転換の時代ではないかなというように思っておりまして、私どものような高齢者にとっては、ちょっと住みにくい世の中になったな、人間関係が薄れていく、一方では、支え合い、助け合いが言われながら、一方では、人と密着をするな、話をするなということで、大きくこの世の中の価値観が変わる時代に入ってきているのではないかなというように考えております。

・一番不具合、行政において会議ができなかったということではないか。市長は、この間、動画のリアルタイムのオンライン会議をしたか。

【市長】

初めてでございますが、長野県の市長会、過日、県庁で知事が会見ございましたけれども、19の市長が参加をしてテレビ会議を実施をさせていただいたところでございます。

ただ、このテレビ会議もなかなか隣同士の話とか意見交換、お互いの意見交換ができないという不便さも感じましたし、本当に血の通った会議になっていなくて、形式的に流れてしまっているのではないかなという思いもございます。

また、時間的な制約、もちろん往復の時間は有効には使えるわけですが、これからの若い皆さんはパソコン1台であるとか電子黒板であるとか、いろいろ学習内容も変わってきますけれども、私どもの時代からすれば、やはり物足りなさは感じております。

・去る2月28日の安倍首相の突然の学校休業要請、これにより子供たちの学校生活は一変したが、以後、3か月近い休業期間に、学校は子供たちにどんな学びの機会を用意できたのか。

【教育長】

まず、3月5日からの一斉臨時休業では、1年間の学習内容の定着を図るよう、家庭学習用の課題を作成いたしました。続く4月からの一斉休業中、安曇野市では2週間単位で判断し方針を出してまい

りましたので、家庭学習に新しい学年で学ぶ内容も取り入れるなど各教員が、子供たちが興味を持って取り組める課題づくりに知恵を絞りました。また、県教育委等から情報提供された家庭で学習する際に参考となるウェブ情報等の紹介を全小・中学校の保護者にお知らせいたしました。

一方、公立図書館は子供たちの読書支援として、当初から貸出冊数を1回10冊から20冊へ、貸出期間を2週間から4週間とする対応を行いました。全国的には珍しい取組だったと思いますが、この取組により休館中の予約貸出も含めた全貸出数の約40%が児童図書でございました。後半になりましたけれども、私から広報あづみのを通じて、自ら感じ、考え、行動しようというメッセージを児童生徒に向けて発信させていただきました。

・いろいろな工夫をしていただいたということは分かるが、基本、市教委、学校が出すものはプリントだった。この状況を教育長としてはどのように受け止められているのか。十分に学びが保障できたのか。それはそうじゃないと思うが、学校は機能停止の状態になってしまったのか、それともそうではなかったのか、この辺、教育長は、どのように認識しているか。

【教育長】

この長い休業期間の間、子供たちがどのような生活状態にあって、そして、学校から出された課題についてどのように取り組んできたかということについては、学校再開の一步となる分散登校で、まず学級担任が子供たちを前に元気で登校できたことを喜び合い、そして、健康と課題の取組状況を一人一人確認をいたしました。その上に立って、それぞれの児童生徒に合わせた教育計画を改めて立て直して、現在一歩ずつ歩み始めているというところでございます。

そして、どの教室でも児童生徒同士、また教師との絆もだんだんに強まり、徐々に明るさや元気が戻ってきていると聞いております。

振り返ってみると、この休業期間中、御指摘のようにプリントしか渡せない状況の中ではありますけれども、常に教師は自分の担任なり受け持っている一人一人の子供を気にかけてながら、頭に思い浮かべながらお便りやプリントを用意しておりました。

また対面を控えざるを得ない状況の中であっても、何とか家庭や子供と双方向のやりとりができないかというふうに考えて、下駄箱でのお便り交換でそのつながりを保とうといたしました。

こうした地道な努力によって、教える者と学ぶ者とのつながりは切れていなかったと思っています。

また、学校再開直後に多くの学校で田植えであるとか、シイタケ

のこま打ち作業であるとか、そういった季節の恒例行事が実施されました。この活動を行うには学校が地域の方々と連携し合いながら種まき、育苗、田ごしらえ、シイタケの原木の用意など、もう何か月も前から用意して当日を迎え、そして、その日も地域の大勢の方々の支援によって実現できたものでございます。

学校は子供たちがいない間に何もしなかったわけではなくて、先を見ながら今できること、しなければならぬことに全力で取り組んできており、学校の機能が止まるということはなかったと私は捉えております。

- ・このような状況の中で新しい学校教育の萌芽も見られた。白馬村や筑北村の中学校では動画アプリを使った双方向のオンライン授業を行っている。また市内の中学校でも、授業を録画した動画をネット配信したと、そういう事例もあった。ここからはオンライン教育の可能性について議論したい。

教育長はオンライン教育の可能性についてどうお考えか。

【教育長】

学校の休業がこれほど長期間に及ぶことを予想できなかった中でも、学校の現場の教職員は知恵を絞って対応してまいりました。オンライン教育が注目される中、ネットを通じて活用できる学習コンテンツを紹介したり、先ほど御紹介にありましたように手作りの動画をユーチューブ等で配信をしたり、できることから手をつける中学校もございました。担当者からお聞きした話では、数分の動画のために何時間もの準備が必要だと。休業中だからできたかもしれないと、こういう声もございました。小学校では学校で子供預かりを教職員が対応していたということもあって、新しいことに取り組む余力はなかったように思います。

いずれにしても、児童生徒との接触ができない状況の中では、オンライン上の双方向のやりとりができるということは、つながりをタイムリーに実感し、心の安定を図るには優れたツールだと感じております。

- ・さきの3月定例会での平林徳子議員の一般質問に対して教育長は、オンライン教育を進めるギガスクール、国のギガスクール構想について、予算、ICT審議等の課題があり慎重に検討を進めると答えている。

3月4日、市内小・中学校が休業に入る前日のことである。その後、国は2,292億円の補正予算をつけ、5年かけて進める予定だったギガスクール構想の前倒しを決めている。文科省がオンライン上

で行った説明会という中で、これ以上教育の格差を起こしてはならないと、各自治体にその推進を力強く求めている。

そして、本市も今回約4億5,600万を盛り込んだギガスクール構想の補正予算を提出されている。慎重に検討すると言われていた教育長だが、どのような考えで今年度の推進に舵を切ったのか、もう一度お願いしたい。

【教育長】

ギガスクール構想は御存じのように昨年12月下旬に、それまでの整備計画に一步踏み込む形で国から示されたものでございます。この背景にはOECD加盟国の学習到達度調査で日本の順位が低下しており、その原因の一つとして日本におけるICT機器の活用の遅れが指摘されたことに端を発していると認識をしております。

これからの時代を生きていく子供たちにとって、ICTを活用した学びは不可欠になりつつある中で、早急に情報環境を整備するという社会的な強い要請を感じつつも、一度に整備することができるかどうか、財政面も含め慎重に検討を重ねていくこととしたところでございます。

その後、様々な状況の変化、そして、教科書もデジタル化されると、それを活用する環境も必要であるといったことも改めて議論をした結果、国の補助事業があるこの機を逃さず導入に踏み切る判断をするに至ったものでございます。

・これまで学校も、そして我々もオンライン教育の必要性というものを割と十分に認識していなかった面があるのではないかなと思う。しかし、今回のコロナで既存の学校教育のままでは、十分な学びの機会が保障できないということがあらわになって、今我々にその導入を促していると、そういうふうと思う。

市教委も市内小・中学校で家庭のネット環境を尋ねるアンケートを行っている。ネット環境がない家庭があった場合、できない家庭もあるので平等性の観点から実施できないとなるのか、市教委は、ネット環境がない家庭に対してどのような対応するか。

【教育長】

家庭のネットワーク環境を利用して学習を行う場合には、家庭ごとに異なっている状況を踏まえた上で進める必要がございます。具体的には、通信速度であるとか通信料の料金体系の違い、有線、無線の違い、端末の違いなど様々挙げられますけれども、それにどう対応していくかということはこれからでございますが、まずは現在の家庭の環境がどうかということ把握しないと始まらないということで、現在その調査を行っているところでございます。

・環境がないから全体としてやらないということではないということか。

【教育長】

その結果についてはしっかりと分析をして、今後について方針を定めてまいります。

・オンライン教育のソフトの部分、この授業コンテンツを誰がどのように作るのか。録画の配信もあれば、動画アプリによるリアルタイムの双方向の授業もある。これはどんな内容になっていくのか。

【教育長】

ICTを活用した学習は、デジタル教科書や動画を投影、読み込んでの活用もございまして、1人1台端末を使用してインターネットからの情報収集や記録、作品の制作、習熟度に応じた個別学習等が考えられます。また、その成果の発表や意見交換、課題の共有などのさらに広がった活用も考えられます。

このような学習は、現在中学校に導入した電子黒板、小学校にもさらという計画でございましてけれども、それと1人1台の端末を組み合わせることにより、より効果を上げ多様な考えを共有したり、議論を発展させることが可能であると考えております。

しかしながら、これも学年や発達段階に応じて適切な内容、方法を検討する必要があると思っております。さらにこの延長線上に家庭での学習、またクラスや学校といった境界を越えた遠隔授業の展開も想定されております。これまでの学習に様々な新たな可能性や広がりが期待されているところでございます。

また、この使用においては当然のことながらソフトウェアが必要になってまいりますけれども、これにも多額の費用、整備が必要になるということも、これは研究が必要になることだと思っております。

以上です。

・最後に、オンラインとオフラインを組み合わせた次世代型の学校教育という点で聞く。

このオンライン教育、今回のコロナで注目されてはいいが、この議論をお聞きの皆さんに誤解しないでいただきたいのは、これは有事の対応に限ったことではないということである。

そもそも国のギガスクール構想の目的は、多様な子供たちを誰ひとり取り残すことなく、個別最適化された学びや創造性を育む学びに寄与することというふうに、学校教育そのものの次世代に向けてのバージョンアップにあると思う。

有事が終わり平時に、平時における学校教育においてオンライン教育を組み込んでの子供たち一人一人の学びの最適化とは一体どういうものなのか、学校はどう変わるのか、これは一番聞きたいところであるが、教育長に、イメージが湧くように答弁いただきたい。

【教育長】

先ほど述べさせていただいたことが、その具体的な姿でもあるわけですが、少し違った観点で答弁させていただきますが、かつて学校にＬＬ教室であるとか、パソコン教室を導入する際に多額の予算を投入したけれども、十分な活用が図られなかったという実態がございます。

今回、教育委員会の会議でも、このギガスクール構想に対して心配する御意見もございました。

基本的には、このオンライン教育はツールの一つであるということであって、全ての問題をこれが解決してくれるわけではない、活用の仕方によっては一人一人の学力や個性を伸ばし高めることが期待されるというものであるというふうに基本的に考えております。

一方、違う視点なんですけれども、昨年度末、３月１２日に開かれた第３回の総合教育会議で、本年度の学校教育グランドデザインについて協議をしていただきました。この中で、安曇野市の子供たちの現状を分析したところ、デジタル機器等の利用時間が長くなることにより視力の低下、コミュニケーションの不足、運動する機会の減少が心配される。そういう状況が明らかになった。そこで、本年度自ら動く児童生徒を目標に掲げることをその会議で確認をされました。ところが最近のオンライン教育の推進という議論の中で、このＩＣＴ環境における心配であるとは負の部分というのはいつの間にか語られなくなっているというふうに関心、これについては注意が必要だと思っております。

したがって、市教育委員会では、これまで以上にオンとオフとおっしゃることのオフの部分になるかもしれませんが、体を動かす機会を作り出し、そして、汗や土にまみれるような農業体験であるとか、児童と生徒が互いに学び合い、認め合い、協力し合うなど安曇野らしい教育の中で培われる、また育つ力も大事にしていきたいと。

したがって、オンライン教育でできることと、そうでないこと、そのバランスをとって子供たち一人一人の学びに生かしていくことが大事だというふうに考えております。

- ・オンラインはツールだと。道具である限り諸刃の刃で、よくも悪くも使う側が、使う学校側がそれをやはりどう学びの中に生かして

いけるかという、非常に先生としての専門性が必要になってくると思う。

オンラインを駆使しての一人一人の学びの最適化、これを私は今回の質問テーマである次世代型の学校教育へバージョンアップと、そういうふうに表示しているが、では、次世代型というのはどういうことか私見を述べる。

みんなで同じことを同じペースで、同じやり方で行うというこれまでのスタイルから、オンライン教育の導入により、自分の学びたい場所で自分のペースで自分に合った方法を選んで学習できるというスタイルに変えること。そして、そういった個別化をベースにしながらも、クラスメートはどんなふうを考えているのかな、知りたいなという他者への関心を大切にして、まさにそのオンラインとオフラインを両方駆使して、共同化だったりチームでのプロジェクト化を進めるという一斉ベースの学習から探求ベースの学習へ向かうことだとイメージしている。

そういうことを、そういう中身に向かっていくときに、次世代型へのバージョンアップというのはいいが、そこにはやはり大きなハードルがある。ギガスクールを実現するのは学校だが、それを進める人的体制が不十分だということである。端末がそろってもノウハウの蓄積がない学校に使いこなせるのかという、そういう不安もあると思われる。

そこで提案したい。

国の地方財政措置がされる事業支援を行うICT支援員の配置。今回の補正ではネット環境と端末整備でだったが、支援員の配置、これは今後どのように考えているのか。

【教育長】

ICTを整備してもそれを使う側の力量が必要だということは、私も同感でございます。

これまで教職員のICT機器の活用に対して経験や知識、技能の個人差があったり、あるいは得手不得手もあったことも事実であります。

しかし、これからはこういう環境が整備される限り、どの先生でも一定レベルの指導力は必要だと考えます。したがって、そのための研修であるとか、あるいは初期段階の支援は当然必要になってくると思います。そして、何よりもその使う側の教師自身がその必要性を強く感じ、どのように目の前の子供たちに活用していくんだという考え方をしっかりと持つことが必要であると考えます。

したがって、その高まりに応じて今後現場の先生方の話をよく聞き、要望があればその技術的な指導、支援のできる体制を併せて整え

	<p>る必要があると考えております。</p> <p>ICT支援員をすぐに同時に配置してということについては、次の段階かなというふうに考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのことを私も考えていた、今回新聞にも、市内の中学校の先生でもこういう試みをしてみたというのがあった。ああいう先生たちがいらっしゃるんだなと思った。市内の先生にもオンラインに強い方とか関心のある方がいらっしゃる。そういう人たちに手を挙げていただいて、オンライン教育をテーマにした授業改善の研究会を市教委主導で立ち上げていただけないかなと。主体的な学びというのが本年度からの学習指導要領の制定する理念になったわけだが、現場の先生たち自らが主体的に学校の学びの改革をやっていく、これそういう先生たちがいらっしゃるんじゃないかなと思う。そこはいかがか。教える側を最適化していくというか、こういうことを得意な人にこのテーマを渡してみれば、いい学校の中身というのが出てくるのでは。 <p>【教育長】</p> <p>学校教職員の中に情報機器に詳しい人や興味、関心の高い方がおられることは承知しております。既に情報担当として学校で中心的な役割を担っていただいております。また、公益社団法人安曇野市教育会では、教職員の資質向上の組織として各学校の情報教育に関する専門性の高い教員で構成する情報委員会が組織されております。ここでは市内全校の情報教育の在り方について、調査、研究が行われると聞いております。</p> <p>今後、市教育委員会としても、そことの連携を図るとともに、各校のICT推進を担っていただいている、そういった方々と情報を共有し、そして支援をするとともに、今後どういう研修が求められているのか、そういったことを一緒に検討していきたいと考えております。</p>
<p>林 孝彦議員</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症対策の拡充について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査等医療保険体制や相談体制を充実、強化するさらなる支援を要望するが、現状と今後に向けた取組はいかがか。 <p>【教育部長】</p> <p>小・中学生の相談体制につきましては、日々の相談窓口のほか、今後夏休みまでの間に全ての学校で児童生徒と相談する時間を設けたり、保護者と相談する機会を設けたりするなど、よりきめ細やかに対応してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休校による影響を精査し、児童生徒の学習機会の保障と心身の健康保

持を図る施策を要望するが、現状と今後に向けた取組はいかがか。

安曇野市の小・中学校では、新型コロナウイルス感染症による臨時休業等が続いた後、ようやく5月21日から通常登校が再開され、6月1日から市内全小・中学校で通常日課による授業を行っている。感染及び感染拡大のリスクを可能な限り提言していくとともに、子供たちの健康と安全を第一に学びを保障していかなければならない。

全員面接やスクールカウンセラーの活動やアンケート調査などに基づいた影響の精査が重要だと思う。学習機会の保障としては、具体的にどのような学習計画や学校日程が導入されるか。夏休みの短縮や行事の見直しや授業日の延長授業などが考えらるが、どうなるか。心身の健康保持としては、健康指導やスクールカウンセラーの活動などが重要だと思う。それでは、教育長にお答えをお願いしたい。

【教育部長】

まず、児童生徒、教職員の心身の健康保持につきましては各校を巡回しているスクールカウンセラーを必要に応じて活用していただけるよう、学校だよりを通じて保護者にお知らせをしております。また、市の教育相談室でも、いつでも御利用いただけますので、周回しているところでございます。

先ほど教育部長の答弁にもございましたように、既に個々の児童生徒との面談を行われており、この夏休みまでの間に必要に応じて保護者との相談日もそれぞれの学校で設けております。

次に、臨時休業中に実施できなかった授業時数の確保につきましては、議員御指摘のように行事の見直しや夏季休業の短縮により年度末には各学年の教育課程が修了できる見込みで現在進めているところでございます。

○コロナと共生する収束後の対応について

・テレワーク、遠隔勤務やオンライン授業、遠隔授業の促進を要望するが、現状と実現に向けた取組はいかがか。

【教育長】

双方向通信の必要な遠隔授業につきましては、オンライン学習の中でもセキュリティの確保や状況の異なる家庭への対応など解決しなければならない課題が多く、直ちに実施できる状況ではございませんが、今後の事態に備えていく必要性は理解しております。

また、ギガスクール構想の推進につきましては、今回の補正予算で提案させていただいておりますように、ネットワーク環境の整備と1人1台の端末整備の3分の2を本年度、小学校低学年についてもその後速やかに整備を進めてまいります。

また、さらにICT活用計画や教員のスキル向上のためのフォロー

	<p>アップ計画の作成と実行については、学校とも協力しながら対応してまいります。</p>
<p>中村 今朝子議員</p>	<p>○小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の児童生徒、学校現場での状況について伺う。 <p>【教育長】</p> <p>安曇野市では、段階を踏んで分散登校、1日の日課を短くした日課による全員登校を経て、6月1日より通常日課による授業を行っているところでございます。徐々に登校時間を延ばすようにして、児童生徒の心身の負担軽減を図るように配慮してまいりました。子供たちを迎えるに当たり、教職員は学校内で3密を避けるように配慮した様々な環境整備を行い、現在も日々、その指導を行っております。また、児童生徒が学習や生活などに対して、質問や相談ができる体制を整えることにも留意してまいりました。</p> <p>しかしながら、動く時間が少なく、体ができていなかったり、生活リズムが整わなかったりして、保健室を訪れる児童生徒も見受けられる状況でございます。</p> <p>また、大人も子供も細かいことに気を遣う生活は緊張の連続であり、ストレスや目に見えない疲れをためていることも考えられます。さらに、暑さも加わっている昨今ですので、心身の不調はないか、注意を払うことも必要だと考えております。</p> <p>先が見通せない中ですので、不安なことや心配なことについては、いつでも相談していただける体制を整え、家庭と緊密に連絡を取り合っておりたいと考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業、夏休みについてを一緒に伺う。 <p>既に、本年度は水泳の授業は行わないこと、夏休みは10日間短縮して授業を行うことが決定、発表されている。学校が再開されてからの新たな生活様式で、特にマスクの着用については、これからの暑い時期、熱中症が大変心配になる。小学校においては、今年度からエアコンが設置され、稼働が可能になったが、3密も懸念がされます。中学校においては、暑い中での授業、熱中症が大変心配になります。現場においてはどのような対応がされるのか。</p> <p>【教育部長】</p> <p>本市では、5月27日の安曇野市総合教育会議において、夏休みの短縮を決定し、現在、準備を進めております。議員御指摘の暑さ対策につきましては、マスク着用時には熱中症の危険性が高くなることから、こまめな水分補給、距離を保てる場所ではマスクを外すなど、状況に応じて柔軟に対応するよう、指導しております。</p> <p>小学校につきましては、この夏から稼働する普通教室等のエアコン</p>

につきまして、感染症対策の観点から休み時間には換気を行うなど、マニュアルを整備したところでございます。

また、中学校は本年度内でエアコンの設置を見込んでおりますけれども、特に今回の夏休みの短縮では、熱中症対策として経口補水液、冷却ジェルシートなどを確保し、対策を進めてまいります。

・行事についてお伺いをいたします。

小・中学校においては、年間に様々な行事が行われる。遠足、社会科見学、修学旅行、音楽会、運動会、授業参観等々、先日の発表では、修学旅行の延期、中学校の文化祭の規模縮小、小学校の音楽会、運動会は従来の形式では行わないとのことだが、もう少し詳しく、どのような対応を取っていく予定なのか伺う。

【教育部長】

学校行事は、子供にとって季節の節目を感じられるものであり、友達と協力して物事を成し遂げていく楽しさを味わう大切なものだというように認識しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、大変残念ではありますが、小・中学校の行事について、従来の形式での実施は困難と判断いたしました。

中学校の文化祭は、合唱の練習や学年の発表の準備が思うようにできない状況もございまして、従来の形式では行わず、規模を縮小して実施する方向であります。開催期間を1日とし、生徒が集まらなくてもよい形を見据えての内容を検討しているところでございます。

また、小学校の運動会は、児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動ができないこと、また、暑さに慣れていない中で運動することにより、児童の体調管理が心配される状況もございまして。現在、時間を短縮し、学年ごとなどで実施することができないか、検討しているところであります。

また、音楽会も狭い空間での合唱指導が困難であることや、共同で使う楽器や用具の消毒が必要になることにより、運動会と同様、従来の形式では行わず、通常の授業の延長として、児童の様子を保護者に見てもらう機会などを検討しております。

中学校では、当初4月に予定しておりました修学旅行を延期しております。今後、修学旅行の実施については、小学校、中学校ともに、訪問先の感染状況などを考慮することが必要であり、感染リスクの状況を鑑み、中止、もしくは目的地等を変更するような対応も含め、悩みながら検討しているという状況でございます。

感染防止を図ることを念頭に、学校行事の意義も踏まえつつ、よりよい方向を探ってまいりたいというように考えております。

○新型コロナウイルスによる学校教育への影響と三郷西部認定こども園建設への影響について

・まず、衛生面から。

感染拡大防止のための観点から、特に手洗いが重要とされる。しかし、学校の水道は蛇口をいちいち閉める。そういうことから、それが感染源になるのではないかという親御さんの御心配の声が聞かれた。実際に自動水栓にしたという自治体も報道されている。これについての考えをお伺う。

それから、手洗い場の増設。

まだまだ第2波、3波も来るだろうと言われており、それから、やはり夏場になるので、手洗いの回数も多くなる。また、夏休みの短縮ということを考えても、利用率は高いと思うが、この増設についてはいかがか。

それから、トイレの利用。

この新型コロナウイルス感染症はトイレからうつるのではないかというふうに言われている。児童生徒に注意喚起をしているのかどうか。どんな指導をいただいているのか、伺う。

次に、児童クラブ。

休校中、放課後児童クラブ未登録児童を学校で受け入れていただいた。保護者にとっては大変ありがたかったという声がありますが、その状況について伺う。

交通事故。

魔の7歳ということで、歩行中に交通事故に遭う、死傷した人を年齢別に見ると、7歳が突出して多いということである。そして、また、最も多い月は5月である。今年は新型コロナウイルスで5月が休校ということもあったため、それが魔の6月、魔の7月にならないように、どのような御指導をいただいているのか、お伺う。

次に、生活の面。

家にいると、一応1日の予定は立てて行動するわけだが、学校と違い、規則正しい生活リズムはできにくいと考える。学校が始まってから大丈夫なのか。特に、1年生などの低学年のお母さんが御心配であった。

次に、心のケアについて。

ステイホームによる生活を言われ、外に出ると白い目で見られるのではないかと、心理面でつらい日が親子ともに続いたということである。また、ある意味、閉ざされた家庭という空間の中で、DV、虐待が増えているのではという懸念もある。不登校になるのではないかという心配の声もあった。このことについて伺う。

次に、体力面であります。

本市のような田園地帯においても、外に出る機会が少なく、体力が落ちているのではないかという心配の声がある。

以上について、伺った後に、今後の取組について伺いたい。

【教育部長】

それぞれお答えをさせていただきたいと思います。

まず、学校施設における衛生面の問題であります。

議員御指摘のとおり、市内小・中学校の水道の水栓の多くが手で握って開け閉めをするハンドル型であります。学校に対しては、手洗いは基本的に流水と石けんで行うことを指導しております。ただ、議員御指摘のとおり、水道のハンドルにも小さな凹凸があり、当然ウイルスが付着するということはあるというふうに専門家からお聞きをしております。

こうしたことを考えますと、今後、手洗いのときには水洗のハンドル部分にも石けんをつけて洗って、水で流していただくというような対応が必要になるかというように思います。これも1つの新しい生活様式のマナーとして、学校側にはお願いをしてまいりたいというように考えております。

また、手洗い場の増設について御提案をいただきましたけれども、現在、各学校におきましては、手洗い場の前に間隔を空けて待つための目印としてテープを貼り、密接、密集を避ける取組を行っていただいております。また、こういった取組をさらに継続をしてまいりたいと考えております。

次に、トイレ使用時の衛生管理の問題でございますけれども、このことにつきましては、文部科学省による衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式というものに基づきながら感染症対策を進めてまいるといことであります。

続きまして、休校中の児童の見守りについてであります。

4月からの臨時休業中は、4月10日から5月11日に分散登校が始まるまで17日間、小学校において児童クラブ登録児童に加え、保護者が仕事を休めない場合に必要な方のみ、特別措置として小学校の児童を学校で受け入れました。各校全児童の約1割強に当たる児童の受入れ希望がございました。最長では7時30分から15時まで、主に小学校の教職員が児童の見守りに当たり、早朝の受入れには、当初、市職員が対応しましたが、後半部分は学校職員が対応しております。

児童クラブ登録児童が小学校での預かりを終えた後、児童クラブに移動する際には、道中の安全確保を図るため、児童クラブの職員に加え、市職員、民生児童委員の皆様にも見守りの協力をお願いしました。5月11日から分散登校が始まってからの8日間は、児童クラブ登録児

童は早朝より児童クラブでの受入れが可能になるよう、社会福祉協議会に要請し、実施をしていただきました。

しかしながら、特別措置としての児童預かりは小学校で行ったため、小学校の教職員は登校する児童の授業と児童の預かりの両方に対応していただいたため、大変調整に苦勞したということでございます。また、中学校の支援員の先生、あるいは、市職員にも協力をしていただいたところであります。

次に、交通事故についての件でございます。

5月11日からの分散登校を前に、保護者宛てに注意喚起を促すメールを配信するとともに、市民宛てに登校時間帯の運転に気をつけるよう、お願いのメールを配信いたしました。また、安曇野警察署に対しても、パトロールの強化をお願いしてまいりました。

さらに、5月27日開催の第2回総合教育会議では、本年度重点的に実施する予定であった子供の命を守る交通事故ゼロプロジェクトの具体的な取組を決定し、児童生徒に対して、止まる、見る、待つの徹底、ヘルメットの顎ひもを締めるなどの独自の標語や教育長からのメッセージ、あるいは、長野県警のスローガンなどを記載したパネルを製作し、学校や市民の目に触れる場所に掲載することで、交通安全の取組の強化をしてまいります。

次に、生活面についての問題でございます。

市教育委員会では、休業の解除をどのように行うか大変悩みましたが、5月11日から分散登校を実施し、徐々に登校時間を延ばすようにして、児童生徒の心身の負担軽減を図るよう、配慮をしてまいりました。これらにより、児童生徒が少しずつ学校での生活に慣れることができているというようにお聞きをしております。

しかしながら、家庭で過ごす時間が長かったことによる、動く時間が少なく体ができていなかったり、生活リズムが整わなかったりする児童生徒も確かに見受けられます。そこで、学校では、児童生徒の様子を見ながら無理のない教育活動を行い、学校での生活に慣れる、生活リズムを整えることを大切にしながら取り組んでいただいております。

次に、心のケアの問題でございます。

各学校では、日頃から子供も保護者もいつでも相談できる窓口を設けております。また、各校を巡回しているスクールカウンセラーとの面談、市の教育相談室でもいつでも相談していただくことが可能です。不安なことや心配なことについて、御家庭と連絡を取り合いながら丁寧にサポートしてまいりたいと考えております。

次に、体力面の問題でございます。

各学校の保健室の利用状況などから、家庭で過ごす時間が長かった

ことにより、動く時間が少なく、体がつくられていない児童生徒や、生活リズムが整わない児童生徒も見受けられるのは先ほど申し上げたとおりです。このことを、議員から御指摘をいただいたことを、今後、大事に生かしてまいりたいというように考えております。

・今後の取組について伺う。

第2波、3波は必ず来るのではないかというふうに言われているが、学校における防止策、家庭との連携等について伺う。

【教育部長】

今後、学校での教育活動を行っていくに当たり、児童生徒及び教職員の感染リスクを可能な限り低減しつつ、子供の健やかな学びを保証していくことが必要でございます。そのためには、新しい生活様式への円滑な移行と児童生徒及び教職員の行動変容を図ることが肝要かというように思っております。

そこで、国や県からの通知等を参考に、本市の状況を踏まえ、学校再開ガイドライン安曇野版を改定しながら対策を講じているところでございます。いわゆる3つの密、密閉・密集・密接が同時に重なる場を避けるために、各教科での学習活動において、児童生徒が長時間密集、または、近距離での対面形式や室内で近距離での活動や実習、運動などは行わないなど、配慮をしております。

今後、新たな情報や知見が見られたりした場合には、随時見直しを行っていく必要がありますが、この場合でも適切に判断をして対応してまいりたいと考えております。

・学習時間確保のための方策について伺いたいと思ったが、ほかの同僚議員がお聞きになったため、これも答弁を求めない。ただ、学力の面から心配の声が保護者の方からあったので、それについて伺いたいと思う。

新1年生のお母さんから。上の子と比べて読み書きが遅れているように思うと、大変心配している。それから、高学年のお母さんからは、学校でクラスの子供たちの中で、学習や遊びや生活の中で年齢に応じた好奇心を満たす場がなかったということが残念であると。それから、受験を控えている中学3年生が、その対応についてどうするのかということをお伺いしたい。

【教育長】

まず、中学3年生の高校進学に向けての不安に対してでございますけれども、県教育委員会に対して、実施要項や出題範囲を早めに公開していただくようにということで、市教育委員会として要望しているところでございます。本日、昨日の県の定例教育委員会の様子も報道

されておりますけれども、県でもそのことには留意していくということ、方針を立てているようにお聞きしております。

最近、様々な不安の声をお聞きしているということで、今お話をいただいたわけでございますけれども、私たち大人が子供に対してどういう態度で、また、どういう声掛けをしていけばいいかということについて、ちょっと申し上げてみたいと思います。

最近、遅れているとか、遅れている分を追いつくように頑張れということをよく言われるわけですが、子供たちにとってみれば、何か自分が悪いことをしたんじゃないかなというふうに感じたり、早く取り戻さなきゃいけないのかとか、早く追いつかなきゃいけないかというような焦りであるとか、何か追い詰められた感情を抱くのではないかと、少し危惧をしております。私はむしろ、今は、慌てなくてもいいんだよとか、焦らなくてもいいから安心なさいとか、心配しないでいいんだよというようなメッセージを発することが、ここでは必要ではないかなと、そんなふうに思っております。

今は、一人一人の理解の状況、あるいは、身についた状況に応じて、丁寧な支援をどういうふうにしていけばいいかということ、学校、家庭で総力を挙げて考えていくことが必要で、そういうことが、やがて本人の気力や体力、意欲の充実につながってくれば、必ずや自分の力で乗り越えていく力は十分に子供たちにはあるんだというふうに思いますので、それを信じたいなと、応援したいなと、そんな気持ちでおります。

・ 9月新学期制について伺いたいと思う。

これについては、国の決めることだと思う。5月22日にこの一般質問を出したときは随分前向きでしたけれども、だんだん変わってきたというように思う。市長は全国市長会において、この件についてのお話もあったようだが、それを伺えればと思う。

【教育長】

9月入学の導入についてということでございますが、いろいろな意見がございまして、国では9月の入学を検討されてきたということですが、安倍首相が来年度導入は断念をしたという報道がなされたところでございます。

欧米諸国の幾つかの国では9月入学を採用しております。例えば、9月入学だけでなくして、シンガポールは1月だというようにお聞きをしておりますし、オーストラリアは2月、韓国は3月など、それぞれ9月入学以外の国も多いというようにお聞きをいたしております。

国が示した案では、移行期における児童生徒の増加による教職員、教室の不足をはじめ、日本の行政制度では4月から3月までが1年区

	<p>切りということになっておりまして、会計年度と学校の年度とが、ここにずれが生じてしまうということもございます。</p> <p>加えまして、受験や就職活動の時期をずらす必要が生じてまいります。これら様々な課題を社会全体で克服していく必要がありますし、何よりも、この各制度の全面的な見直しということになります。</p> <p>したがって、多くの国民の皆さんが9月入学制に関心を持ち、それに向けて機運が醸成されてこなければ容易に成し得るものではないというように捉えております。</p> <p>私は、日本人の伝統文化を守っていく、そして、美しい四季を思い浮かべたときに、若芽が吹き、青葉が薫る、そして、桜の季節に入学式が行われるということは、日本人の心の中に今しっかり定着しているのではないかと捉えております。したがって、9月入学の拙速な導入は避けなければならないという考え方であり、反対であります。</p>
<p>藤原 陽子議員</p>	<p>○新型コロナウイルスに対する施策</p> <p>・給食の停止によります影響について伺う。</p> <p>給食がない日が続いたということで、給食に携わる皆様も大変な思いをされたと思う。また、牛乳屋さんとか生産者の方も大変だったと思うが、影響についてはどうだったのか。</p> <p>【教育部長】</p> <p>まず、3月5日からの臨時休業では、方針決定後、直ちに学校給食に食材を提供していただいている全ての業者の皆様へ、給食が停止となったことを連絡をいたしました。</p> <p>その結果、製造をしなかった品物につきましては、当然廃棄処分をするものはございませんでした。品物を製造しなかったため、廃棄処分するものはないという意味でございます。</p> <p>3月5日から16日の8日間分の給食用牛乳が製造できなかった費用とパンの加工賃の相当額を違約金として支払うということが生じたわけでございます。いずれも市外の業者さんでございますが、金額で申し上げますと、牛乳が約130万円、パンが約34万円ということであります。この補償につきましては、学校給食費から一旦それぞれ各業者さんへ支払いを行い、後日、国からの補助金で4分の3が賄えるというふうに承知をしております。</p> <p>次に、学校給食に、お米、野菜、果物などを主に納入いただいている業者さんはJAあづみであります。やむなくキャンセルした食材のうち、米は玄米で一時預かりをしていただいております。野菜などは店頭販売や他の取引先に販売をしていただいたとお聞きをしております。JAあづみさんからそのようなお聞きをしているところでございます。</p>

	<p>今後、再び給食停止の事態が起きた際には、保健所等とも相談しながら、販売が可能な食材につきましては販売会などを実施し、広く市民の皆様にご購入していただけるような取組も検討したいと考えております。</p> <p>・今年度の主要行事と思われる施設工事への影響について伺う。</p> <p>中学校のエアコン設置ですが、夏休みが短縮されるということで、完了日に遅れないように願っているところですが、そのように思っていてよろしいか。</p> <p>【教育部長】</p> <p>議員御心配の中学校へのエアコン設置工事につきましては、中学校の夏休みの短縮に併せて全体工程の見直しを行ったところでございます。その結果、工事を受注していただいている業者さんとも協議をした中で、土日や祝日を施工期間に充てるということで、必要な作業期間を確保ができるというふうにお聞きをしております。現在のところ、契約工期内での竣工を見込んでおります。</p>
<p>小林 純子議員</p>	<p>○新型コロナ経済対策支援策が必要とする人に届くために</p> <p>・新型コロナ感染拡大の影響により、家計が急変し、生活が苦しくなった方々が、何か支援が受けられないかと市役所に相談があったとした場合、家計が苦しくなっている中では、子供たちの学費の心配もあるだろうと、そういった側面からアプローチがあれば、様々な用意された学費支援策を必要とする人に届けることができる。市民に最も近い市役所の役目として、こういったことはとても重要だと思う。</p> <p>そこで、家計急変・給付奨学金制度や国の第2次補正予算に盛り込まれる見通しの学生に最大20万円給付など、大学、短大等の就学支援、減免、免除制度、無償化について伺う</p> <p>【教育部長】</p> <p>現在、国が講じている措置の中で、いわゆる学びの継続の支援のための施策、主なものを2つ御紹介したいと思います。</p> <p>1つは、高等教育無償化制度であります。</p> <p>国の行う奨学金事業は、教育の機会均等と人材育成の観点から、経済的支援を行う重要な教育施策でございます。これまで国の管轄する奨学金制度は無利子と有利子があり、全国の学生の約4割が利用しているという状況でございます。</p> <p>本年4月から開始された2020大学無償化「高等教育無償化」制度についてでございますが、国は学生の負担軽減等の観点から、有利子から無利子へとの方針の下、無利子奨学金の充実に向け、意欲ある子供たちの進学を支援するため、授業料や入学金の減免制度の創設と返還を要しない給付型奨学金の拡充の2本立ての制度より、大学、短大、</p>

高等専門学校、専門学校を無償化する法律、大学等における就学の支援に関する法律を昨年5月10日に制定をし、本年4月から施行されたところであります。

授業料や入学金の減免制度の概要であります。支援対象となる学生は、住民税非課税世帯の学生であり、例えば、国公立大学は年額最大で入学金は28万円、授業料は54万円、私立大学の場合、入学金が26万円、授業料は70万円まで減免されます。

給付型奨学金制度の支援対象となる学生は、同じく住民税非課税世帯の学生であり、例えば、国公立大学は年額最大で、自宅からの通学の場合、35万円、自宅外からの通学では80万円、私立大学は、自宅通学の場合、46万円、自宅外からの通学では91万円が支給されます。

奨学金の申込み窓口は通われている各大学になりますが、審査採用後の支給は独立行政法人日本学生支援機構が行うこととなっております。

次に、学生に最大20万円の給付がされるという学生支援緊急給付金給付事業について、御説明申し上げます。

この制度につきましては、本年5月19日で閣議決定がされたものであります。制度の内容でございますが、国内の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等、以下、大学等と略させていただきますが、それらに在籍する学生等が、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入、アルバイト収入の大幅な減少により、大学等での就学の継続を支援するために現金を支給する事業であります。支給額は、住民税非課税世帯の学生には20万円、それ以外の学生には10万円ということになっております。

支給には幾つかの要件が設定をされております。

まず1点目、家庭から多額の仕送りを受けていないこと、原則として、自宅外で生活をしていること、生活費、学費に占めるアルバイト収入の割合が高いということ、家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと、コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少していること、それから、高等教育の就学支援新制度の利用状況、こういったものの活用が見込まれているかということであります。最終的には、これらについて、学生の自己申告の状況や大学側が学生へのヒアリングなどを通じて総合的に審査、判断し、推薦者リストを日本学生支援機構へ提出し、後日、採用されれば申請者の口座に振り込まれるというものであります。ただし、この申請窓口は各大学に置かれているわけですが、6月19日が国への申請の締切りということになっておりまして、信州大学は6月10日、他の大学でも6月上旬を申請期限としているところが大変多いということでございますので、もし該当すると思われる学生の皆様には、直ちに

通われている大学のほうにお問合せをいただきたいと思います。

しかしながら、この給付金は、今後2次申請も予定をされているというふうにはお聞きしておりますので、ただ、いつ頃になるか分かりませんが、そういうことは予定をされているということであり

- ・自治体による支援として、燕市の帰省を自粛する県外の学生を応援する施策を参考に、安曇野市でできる学生支援策を検討してはどうかということでもう。それから、先ほどの説明にもありましたが、どうも大学生とか、それから、15歳以下の子供たちへの支援はたくさんあるが、高校生というところの支援が非常に手薄になっているかなと思われるので、そのあたりの支援も何か考えられないか、お聞きしたい。

【教育部長】

1つは、国の制度でございます返済不要の高校生等奨学給付金制度であります。この制度の対象者でございますが、保護者等が長野県に住んでいること、生業扶助を受けていない生活保護受給世帯、または、道府県民税所得割額、市町村民税所得割額が非課税世帯であること、4月1日現在で在学していることが要件となっております。

給付額では、一例でお話ししますと、全日制、定時制では年額3万2,000円、これは生活保護世帯の場合でございます。あとは、8万4,000円から支給がされるという制度であります。

また、私立の高校につきましても、同様の支援措置が近々講じられる予定であるというふうに県から確認をしておりますので、また県のホームページ等を確認いただければと思います。

2つ目の制度でございますが、これは長野県から、従来ある制度に新型コロナウイルス感染症の家計給付金を加えた制度がございます。長野県高等学校等奨学金という制度になります。これにつきましては、貸与型の奨学金となっております、ただ、学業の成績が不問になっているとか、そういうことで大分緩和になっておりますので、こういった制度があるということも市のホームページから御案内ができるようにさせていただきましたので、また、第2波、第3波のときには、市として何らかの検討が必要になると思いますけれども、現在のところ、こういった国・県制度を御活用いただくことを念頭に置いております。

2 議案等の審議結果について（教育委員会関係）

以下の議案（関連議案含む。）については、原案どおり可決されました。

議案第 52 号 安曇野市交流学習センター条例の一部を改正する条例

議案第 54 号 令和 2 年度安曇野市一般会計補正予算（第 2 号）

（追加議案）

議案第 65 号 損害賠償の額を定めることについて（公用車事故に関する事）

議案第 66 号 令和 2 年度安曇野市立小学校電子黒板導入に係る売買契約について

報告第2号	教育部 学校教育課
令和2年7月28日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 太田 雅史

タイトル	安曇野市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
報告を要する事項の内容	点検・評価調書及び自己評価の承認及び知見を活用する点検・評価者について
要旨	点検・評価に使用する調書の内容及び自己評価並びに点検・評価を行う際に学識経験を有する者を委嘱するにあたり本人より承諾を得たため以下の報告するものです。
説明	<p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定により、すべての教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、これを公表することとされています。</p> <p>同法第26条第2項に規定する学識経験を有する者について、以下の3名の方を委嘱するにあたり本人より承諾を得ましたので、報告します。</p> <p style="margin-left: 40px;">○前安曇野市社会教育委員 細田 利章 ○前安曇野市社会教育委員 平田 米子 ○安曇野市社会教育委員 筒井 年恵</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）</p> <p>第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。</p> </div>

報告第3号	教育部 学校教育課
令和2年7月28日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当係長) 太田 雅史

タイトル	令和2年度青少年「平和と交流」支援事業の中止に伴う子どもたちの平和メッセージの募集について
報告を要する事項の内容	平和メッセージの募集へ市内中学校全校が参加した
要旨	令和2年度青少年「平和と交流」支援事業の中止に伴う子どもたちの平和のメッセージの募集が行われ、市内中学校全校がメッセージを作成し、広島へ送ったことを報告するもの
説明	<p>平和首長会議では平成28年度より「青少年『平和と交流』支援事業」を実施しており、事業の一環として毎年、平和祈念式典に参列するために他県から広島を訪れた子どもたちと、広島の子どもたちが一堂に会して平和のメッセージを発信する「ひろしま子ども平和の集い」への参加団体を募集し、招へいしていましたが、今年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、中止することになりました。(本市でも毎年、3年生の中で選抜された生徒が記念式典に参加していました。)</p> <p>これに代わる取り組みとして、子どもたちの平和のメッセージを集め、8月6日に平和記念公園内に展示することで平和のメッセージを発信することになり、本市にもメッセージ募集の依頼がありました。</p> <p>市内中学校に周知したところ7校全校よりメッセージの提出がありましたので、事務局である(公財)広島平和文化センターに送付しました。</p> <p>【子どもたちの平和のメッセージ参加校(提出校)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊科南中学校 生徒会 ・豊科北中学校 ・穂高東中学校 福祉委員会 ・穂高西中学校 一同 ・三郷中学校 生徒会 ・堀金中学校 3年1組 3年2組 3年3組 ・明科中学校 3学年一同



令和 2年 6月 5日

平和首長会議国内加盟自治体
御担当者 様

平和首長会議国内加盟都市会議事務局

(公財) 広島平和文化センター
国際部平和連帯推進課

令和 2年度青少年「平和と交流」支援事業（ひろしま子ども平和の集い）の中止
とそれに伴う子どもたちの平和のメッセージの募集について（依頼）

平素より平和首長会議の活動に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平和首長会議では平成 28 年度より「青少年『平和と交流』支援事業」を実施しており、本事業の一環として、毎年、平和記念式典に参列するために他県等から広島を訪れた子どもたちと、広島の子もたちが、一堂に会して平和のメッセージを発信する「ひろしま子ども平和の集い」への参加団体を募集し、招へいしています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、都道府県間の往来の自粛が求められる中で、例年と同様に事業を実施することが困難な状況にあると判断し、今年度の「ひろしま子ども平和の集い」は中止されることとなりました。

については、同事業に代わる取組として、子どもたちの平和のメッセージを集め、8月6日に平和記念公園内に展示することで平和のメッセージを発信していきたいと考えていますので、貴自治体の学校等に平和のメッセージの募集について周知していただきますよう御協力をお願いいたします。

添付資料

- ・令和 2年度青少年「平和と交流」支援事業（ひろしま子ども平和の集い）の中止とそれに伴う平和のメッセージの募集について（依頼）
- ・被爆 75 周年 子どもたちの平和のメッセージの展示について
- ・【参考送付】チラシ「平和のメッセージを募集します」
(学校等に依頼する際に御活用ください。)

【平和首長会議国内加盟都市会議事務局】

〒730-0811 広島市中区中島町 1 番 5 号

公益財団法人広島平和文化センター

国際部平和連帯推進課 阪谷

TEL (082)242-8872 FAX (082)242-7452

E-mail: rentai@pcf.city.hiroshima.jp

被爆 75 周年 子どもたちの平和のメッセージの展示について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、都道府県間の往来の自粛が求められる中で、広島への派遣事業の中止を早々に打ち出している自治体が多く、「ひろしま子ども平和の集い」など多くの平和イベントの開催規模の縮小や中止せざるを得ない状況にある。

このような状況の中、広島に訪れることができなくなった子どもたちのメッセージを集め、被爆 75 周年の節目である今夏に、広島から子どもたちの平和のメッセージを発信することとする。

2 目的

- ・広島の子どもたちが、市内外から寄せられた子どもたちの平和のメッセージを受け、その発信に携わることにより、広島の子どもたちに平和のバトンを受け継ぐ自覚と責任を認識してもらう。
- ・また、8月6日には、このメッセージを平和記念公園内に展示するとともに、平和記念公園を訪れた若い世代が記載した平和のメッセージを追加していくことで、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を願う「ヒロシマの心」への共感を高めるとともに、平和を願う市民社会の世論を高める。

3 主催

広島市、広島市教育委員会、(公財)広島平和文化センター

4 実施方法

(1) メッセージの募集

広島市内の子どもたちのメッセージは、本市教育委員会を通じて募集し、市外の子どもたちのメッセージは、平和連帯推進課において募集する。

(2) 募集期間

令和2年7月17日(金) 必着

(3) 募集方法(対象:広島市外の子ども) ※概ね6歳から18歳の者

- ア 書式 ・工作などの立体的なものではなく平面的なもので模造紙サイズ(1091mm×788mm)以下とする。
 - ・データの場合はPDF形式でA3サイズまでとする。
- イ 応募方法 ・データまたは郵送とする。
 - ・郵送の場合、送料は各応募者の負担とする。
- ウ その他 ・メッセージの応募は学校単位、団体単位とする。(学年・学級等の単位の規模は問わない)
 - ・広島市内の子どもたちからのメッセージの募集方法については教育委員会の判断によるものとする。

(4) 提出先

(公財)広島平和文化センター国際部 平和連帯推進課

〒730-0811 広島市中区中島町1-5

E-mail rentai@pcf.city.hiroshima.jp

(5) メッセージの展示等

広島で平和活動を行っている青少年から有志を募り、市内外から集まった子どもたちのメッセージの展示の準備を行う。

また、同メッセージは、8月6日に、平和記念公園内に展示するとともに、平和記念公園を訪れた若い世代に平和のメッセージを記入してもらうためのコーナーを設け、その場で広島の子どもたちと共同で追加する。

平和のメッセージ

- 世界に平和が広がり、この生活がずっと続くことを願います
- 家族や友だちと過ごせる日々が永遠に続きますように
- 折られた鶴に 祈った平和
- 世界中すべての人 最後の1人までが安心して暮らせる世界になったらいいな
- 学ぼう 命の尊さ 平和の大切さ 過去の悲劇から
- 第二の広島・長崎は、いらない 僕は平和を願うだけ

平和のメッセージ

戦争がなく、みんなが笑顔で過ごせる
平和な世界になりますように。
もう二度とこのような争いが起きませ
んように。

争いがなく全国民が平和に暮らせるよ
うな日本を！

たくさんの幸せと笑顔が世界にあふれ
ますように。
世界が1つに平和になれるように！！

このようなことが二度と起きませんよ
うに。毎日幸せがあふれますように。

いつまでも笑顔でいられる世界を。

人を傷つけることのない、兵器のない
平和な世界になりますように。

これからも世界が平和であり続けてほ
しいです。

二度と同じようなことが起こらない
で、ずっと平和に暮らせるようになり
ますように。

人を殺す兵器よりも、この先役に立つ
機械を作ってほしい。

たくさんの核じゃなくて、たくさんの
幸せを生み出そう。

全世界が協力して、核のない未来にな
るように、世界中の人々が何も心配す
ることなく生活できるような社会を目
指そう！

世界で唯一の被爆国として世界に核兵
器の恐ろしさを伝えて、平和な暮らし
ができますように。

世界中に平和が訪れますように。

「核を持って安心。」ではなく、「誰も
核を持っていなくて安心。」であります
ように。

悲惨な歴史を繰り返さないように、次
の世代へ伝えよう。

人々の笑顔が消えませんが。

私たちが守っていききたい命を大切にし
よう！

みんなが安心して暮らせる平和な世界
になりますように。

全世界の人々の安心と安全のために、
核兵器の消滅を願って。

国を超えた差別がない、楽しい世の中
になってほしい！

二度と核兵器によって傷つきモノクロ
の世界で生きる人がいませんように。

人間同士傷つけあうことのない平和な
世界になりますように。

安曇野市立豊科北中学校

つらい思いをした人が
いるかもしれません。その
二度とこのような事が
おきないように願っています。
一歩道たがんぼりまじり

世界中から核兵器
がなくなるのを
私は自身も考え、
働いていこうと思っています。被爆者
の思いを胸に行動
していきます。

広島のみならず
原爆がわらわら
建物や体心な
すべこの大き
さです。ついでに
か、負けては
けりません。

平和が維持され
る事を願っています。

もう二度と、あんなこと
が起きないように
願っています。
平和が
長く続くと願っています。

原爆が戦争に
よって大々大勝利
をあげる世の中に
なりたい願っています。

広島の人々へ
もう一度と原爆が
おこすついでに
おまなはい
みんなで大々大勝利
がうはらう。

75年たちた今でも
苦しい思いを
思い出して
平和のことについて
これからも伝えてい
くべきです。

原爆の苦しみを
忘れず、これから
平和でいられるよう
願っています。

広島・長崎の
原爆が落ちて
大変だったと思
いますが、これからは
頑張ってください。

広島や長崎で
起きた悲劇が
二度と起こさな
いように。

今もなお、なやん
でいると思います。
しかし、このように
がんばっている日本
人たちが、思いは
す。おう入している
か、外に出てくたさい。

広島のみならず
75年という長い時間
がたつて、苦しいと思
います。平和の大切さを
伝えてください。

原爆の苦しみを
忘れず、これから
平和でいられるよう
願っています。

広島・長崎の
原爆が落ちて
大変だったと思
いますが、これからは
頑張ってください。

広島や長崎で
起きた悲劇が
二度と起こさな
いように。

今も被爆して悩
んでいる人も多
いと思います。これか
らがんばって、代
わりの支援して
ください。

みなさんには
も悲しい思いをした
と思います。私は、この
ことを知らない人にも
このことを知ってほ
い。平和を願っています。

これからは
平和を伝えて
いけますように

これ以上、苦し
む人が減ることを
願っています。

広島を始め
みならず、世界平和
を作りたいです。

広島のみならず
75年かたつた今でも
苦しい事、たくさんある
と思います。今や未来
の世代に目を向け、
今の平和な時代に目を
向けて、これからは、
頑張ってください。

大変だと思
いますが、
がんばって
ください。

原爆の威力や被害は、
被害者の苦しみを
知ることが、平和を
実現するために必要
です。平和を願って
ください。

色々大変なこ
とがあると思いますが、
がんばってくださ
い。

広島のみならず
たくさんの方々に、
原爆の被害を
知ってほしいです。
平和を願っています。

広島のみならず
75年前の広島長崎
に原爆が落ちて、
大変な思いをした
人たちが、平和を
願っています。

これからは
平和が
実現することを
願っています。

これからは
平和が
実現することを
願っています。

原爆の被害は、建
物だけでなく、人
の心にも残ります。
世界の人々が、
このことを知り、
平和な世界に
なると願っています。

平和人のロビー
が、平和を
実現するために
がんばって
ください。

いっしょに頑張ります！

総高東中学校福祉委員会

道

平和への

安穂高
野市立
西学
校
2020/07/14

誰もが笑って過ごせる世界

こんな簡単に言葉にできるけれど実現するって難しい。

でも、きっと実現できる。

みんなが幸せを願っているから。みんなが平和を望んでいるから。

あなたが「平和」のためにできることは何ですか？

傷つけあう戦争を起こすことですか。

それとも

大切な人を愛することですか。



2020/07/15

平和へのメッセージ

一九四五年八月六日
その過去は人ごとだった

一瞬にして消えた
いのちを知らないうちに
あの日のことを忘れぬ

私たちは深く理解し、
後世に語り続けていく

平和のために
祈っているだけの時間は終わりだ。
原爆がなくなるその日に向けて

長野県安曇野市立堀金中学校 三年二組 作成

長野県安曇野市立堀金中学校 3年2組1回

平和への祈り

2020/07/15

The Peaceful World

長野県安曇野市立環金中学校 3年3組一同

Handwritten text on various colored sticky notes (pink, yellow, green, blue) arranged in a grid pattern. The text is in Japanese and appears to be student work related to the 'The Peaceful World' theme.

2020/07/15

戦争

平和とは当たり前の生活を送れること。当たり前のようにご飯を食べたり、眠れたりすることは幸せなこと。

戦争は人がたたくさん亡くなる。悲しいことがなくなると、平和を祈ります。みんなが優しい気持ちになれますように。

私が考える「平和」は、貧富の差がない世界。世の中には、その日に食べるご飯が無く困っている人がいる。小さな子どもが働いている。誰にとっても平和な世界になれますように。

紛争や戦争がない世界が「平和」。戦いによって人が亡くなることは本当に残酷なこと。核兵器の無い優しい世界を。

友達と普通に会話して、授業を受けて、しっかり給食を食べる。この平凡な毎日こそ、何より幸せだと思う！

学校にいつも通い行ける毎日、心の底から楽しい・嬉しいと思える毎日が、ずっとこれからも続きますように。

みんなが笑顔でいられる。誰かをバカにせず、みんなを仲良しでいられる。そんな平和を大切にしていきたい。

誰もが平等な存在。1人1人が思いやれる世の中になれば、「平和」はずっと続くとおもいます。笑顔があふれる社会になるといいです。

お互いの文化・価値観の違いを認め合える世界こそ、平和な世界。分かり合おうと歩み寄れば、実現できると思う。



報告第4号	教育部 学校教育課
令和2年7月28日提出	(課長) 沖 雅彦 (担当) 小笠原 正明

タイトル	安曇野市学校給食センター市民説明会について
決定を要する事項の内容	
要旨	令和元年5月に実施した学校給食センター市民説明会でいただいた意見等を検討し、新たに作成した資料を基に、令和2年10月に学校給食センター市民説明会を市内5地域で開催する。
説明	<p>令和2年度学校給食センター市民説明会開催予定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催期間：令和2年10月20日(火)～10月25日(日) 2 開催時間：午後2時～午後4時【2会場】 午後7時～午後9時【4会場】 3 開催場所：豊科地域【安曇野市役所4階大会議室】 穂高地域【穂高会館会議室3】 三郷地域【三郷公民館講義室】 堀金地域【堀金公民館講堂】 明科地域【明科公民館講義室】 市内全域【安曇野市役所4階大会議室】

令和2年度学校給食センター市民説明会開催日程（案）

	日 時	会 場	主な対象者
1	令和2年10月20日(火) 午後7時～9時	明科公民館講義室	明科地域の市民
2	令和2年10月22日(木) 午後7時～9時	穂高会館会議室3	穂高地域の市民
3	令和2年10月24日(土) 午後2時～4時	三郷公民館講義室	三郷地域の市民
4	令和2年10月24日(土) 午後7時～9時	堀金公民館講堂	堀金地域の市民
5	令和2年10月25日(日) 午後2時～4時	安曇野市役所大会議室	豊科地域の市民
6	令和2年10月25日(日) 午後7時～9時	安曇野市役所大会議室	市内全域の市民

報告第5号	教育部 生涯学習課
令和2年7月28日提出	(課長) 臼井 隆昭 (担当係長) 臼井 直美

タイトル	令和2年度安曇野市市民大学講座【特別編】の中止について
報告を要する事項の内容	令和2年度安曇野市市民大学講座【特別編】の中止
要旨	令和2年12月12日(土)に開催を予定していた令和2年度安曇野市市民大学講座【特別編】について、新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立たないことから中止とする。
説明	<p>1 中止とする事業の概要</p> <p>(1) 事業名 令和2年度安曇野市市民大学講座【特別編】</p> <p>(2) 目的 市民が生涯を通じて学ぶことのできる環境及び、多様な学習機会の提供を目的とする講座として開催する。市民大学講座【信州大学編】と併せて開催することで、より充実した内容の生涯学習機会を提供する。</p> <p>(3) 開催日時及び場所 令和2年12月12日(土) 午後2時から3時30分まで 安曇野市豊科公民館大ホール</p> <p>(4) 講演 講師 池田 清彦さん(生物学者/早稲田大学名誉教授)</p> <p>(5) 対象 安曇野市在住者(定員340人) ※定員を超えた場合抽選 ※詳細は、別紙1のとおり</p> <p>2 事業の中止の経過</p> <p>当初計画：令和2年6月20日(土)開催 定員600人(安曇野市在住者)</p> <p>4月7日：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年12月12日(土)に延期を決定。 定員340人(安曇野市在住者) ※3密を避けるため、豊科公民館大ホールの定員の50%未満に定員を変更</p> <p>7月16日：新型コロナウイルス感染症の収束の目途が立たないことから中止を決定。</p>

令和 2 年度安曇野市市民大学講座 特別編 開催要項 (案)

1 事業名

令和 2 年度安曇野市市民大学講座 特別編

2 目的

市民が生涯を通じて学ぶことのできる環境及び、多様な学習機会の提供を目的とする講座として開催する。市民大学講座 信州大学編と併せて開催することで、より充実した内容の生涯学習機会を提供する。

3 主催

安曇野市教育委員会

4 開催日時

令和 2 年 6 月 20 日 (土) 午後 2 時から 3 時 30 分まで (90 分間)
→ 令和 2 年 12 月 12 日 (土) に延期

5 会場

安曇野市豊科公民館大ホール

6 対象

安曇野市在住者 (定員 600 人)
※定員を超えた場合、抽選。また、市内在住者を優先とする。
→ 12 月 12 日 (土) に延期後の定員を 340 人に変更

7 講師

池田 清彦さん (生物学者/早稲田大学名誉教授)
テーマ「がんばらない生き方」(仮)

8 次第

午後 1 時 30 分	開 場
午後 2 時	開 演
午後 2 時 5 分	講 演
午後 3 時 30 分	閉 会

9 申し込み

【申込期限】 令和 2 年 6 月 7 日 (日)

→ 12 月 12 日 (土) に延期後の申込期限を 11 月 29 日 (日) 変更

【申込方法】 ①ファックス 0263-71-2338

②メール shogaigakushu@city.azumino.nagano.jp

③はがき 〒399-8281 (住所記載不要) 市教育委員会生涯学習課

【問合せ先】 教育委員会生涯学習課社会教育担当 市民大学講座担当

【電 話】 0263-71-2466 【ファクス】 0263-71-2338

報告第7号	教育部 各課
令和2年7月28日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について								
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告								
要旨	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">学校教育課</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">生涯学習課</td> <td style="text-align: right;">2件</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">文化課</td> <td style="text-align: right;">5件</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-left: 20px;">(詳細別紙)</td> </tr> </table>	学校教育課	2件	生涯学習課	2件	文化課	5件	(詳細別紙)	
学校教育課	2件								
生涯学習課	2件								
文化課	5件								
(詳細別紙)									
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>									

学校教育課 共催・後援台帳(令和2年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 30	H 29	H 28	所管課 意見
3	R2.7.1	学校教育	第59回長野県中学校総合体育大会兼信地区予選会兼信地区中学校体育大会	中信地区中学校体育連盟 会長 小林 順一	中信地区中学校体育連盟	後援	教育の一環として行ってきた練習部の成果を発揮する場として、また中学生の心身の健全な発育・発達、体力の向上に貢献できることから、後援を必要とする。	6月29日	令和2年7月18日(土)～令和2年8月2日(日)	過去承認	○	7月2日	堀金総合グラウンド・三郷文化公園 郷土館・豊科南中学校・豊科北中学校・堀金中学校・三郷文化公園グラウンド、他	スポーツを通して、中信地区中学生の心身の健全な発育・発達を支援するため。	競技種目: サッカー、軟式野球、バドミントン、柔道、水泳、陸上、新体操	○	○		取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
4	R2.7.9	学校教育	「わたしたちの街の社会員学 安曇野・大北版 2021年度版」冊子作成・寄贈	アド・コマージャナル株式会社 代表取締役社長 赤羽 悠一	アド・コマージャナル株式会社	後援	制作・配布にありたり、より分かりやすい内容となるよう内容考査に支援助わりたいこと、また、市内小学4・5年生全員に配布したいため。	6月29日	2021年4月発行予定	過去承認	○	7月13日	安曇野市内の全小学校へ寄贈	子供たちにとつて、自分たちが暮らす地域にどんな産業があるのか、どんなモノをつくっているのか、そうしたことに興味を抱き学習することは、自分の将来を考える上で、とても有意義なことであると考える。そこで、自分たちが暮らす地域では、どんな物づくりや産業があるのかを小学4・5年生向けにわかりやすくまとめた冊子を作成・寄贈し、社会科及びキャリア教育の教材の一つとして活用いただきたたく企画した。	安曇野・大北地域の様々な産業を図鑑的に紹介する教材冊子を作成(B5判・20ページ・オールカラー)。 対象: 安曇野・大北在住の小学4・5年生、約2,500名に配布	○	○		取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可

教育部生涯学習課 共催・後援台帳(令和2年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R1	H30	H29	所管課 留意
7	R2.6.17	社会教育担当	第17回あづみ野おなかまキッチン	あづみ野おなかまキッチン 玉村 昌代	あづみ野おなかまキッチン	後援	「あづみ野おなかまキッチン」を子ども食堂の活動として、認定子ども園や学校を通じて、広く子どもたちに知ってもらうため。	6月17日	令和2年7月4日(土)	○	過去承認	○	6月19日	堀金公民館調理実習棟	主に子どもを対象に食事を作るまい、大人も高齢者も立ち寄って一緒にご飯を食べられるような場、子どもが安心して遊んだり学習したりできるような「居場所」をつくることを目的とする。	新型コロナウイルス感染症対策として、今回はお弁当配布の形で実施 お弁当40食 無料	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可
9	R2.7.6	社会教育担当	青少年育成講演会	穂高地域青少年育成連絡協議会 佐原悦司 会長	穂高地域青少年育成連絡協議会	後援	本講演は地域の健全な成長を支え、心身ともに健やかな青少年の育成に寄与するため	7月3日	令和2年11月7日(土)	○	過去承認	○	7月14日	穂高交流学習センター「みらい」多目的交流ホール	仕事中の事故で下半身の自由を失い車椅子生活を余儀なくされたが、車椅子バス、水泳、ボートなど様々なスポーツに挑戦し、パラリンピック2大会に連続出場し、水泳でメダル獲得。現在も活躍中の前田大介氏の話を通じて、一歩踏み出す勇氣とチャレンジ精神を持ち続ける大切さを知る機会とする。小中高校生の保護者や地域一般の方を対象に行う講演会である。	講師：前田大介さん(長野県パラ水泳協会会長) 演題「GOチャレンジ！」 DVD映像による活動紹介とバスケットの講演	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号より可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和2年度7月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H 31・R1	H 30	H 29	所管課 意見
6	R2.6.22	文化	ほのぼのの力作展	(一財)長野県文化振興事業団 キャセイル(長野県松本文化会館)	長野県文化振興事業団 館長 金井真徳	申請者と同じ	後援	より有効な広報活動を行いたいため。	6月22日	令和3年1月16日(土)～1月18日(月) 9:00～17:00(最終日は16:00)	過去承認	承認	6月24日	キャセイル(長野県松本文化会館)中ホール	日頃、造形活動に取り組んでいる児童、養護学校や特別支援学校の児童、養護学校や特別支援施設、授産施設の入・通用者の作品を多くの方々に鑑賞していただくことで、芸術文化の振興を図り、創造活動を奨励するため。	中信地区を中心とする特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の児童・生徒、並びに社会福祉施設(授産施設)の入・通用者の皆さんの絵画、陶芸、手芸、立体作品等の展示。入場無料。	-	○	-	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
7	R2.7.1	文化	歴中講演会 続々 編「信濃安曇族の謎に迫る」	あつみ学校	岩隈 久	申請者と同じ	後援	より多くの市民に知っていただくため	7月1日	令和2年8月2日(日)	過去承認	承認	7月2日	安曇野市豊科公民館2階大会議室	郷土信濃安曇族の歴史を新たな観点で伝える	信州大学名誉教授 故・坂本博氏の「信濃安曇族説」の解説。入場料1,000円	○	-	-	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
9	R2.7.7	文化	安曇野かかし会グループ展	安曇野かかし会	松井二郎	申請者と同じ	後援	安曇野市の芸術、文化に参加し協力しているため	7月7日	令和2年9月18日(金)～9月21日(日) 9時から5時	過去承認	承認	7月8日	碓山公園研成ホール	完成度の高い作品を造る事ではなく、デッサンの過程を楽しみながら定期的に活動しています。年に1度の展覧会を開催し、作品展示をしています。	出品者14名で1人3～4点出品し、約50点の作品を展示します。入場者は昨年年度並みの約200～300人を予定しています。入場無料。	○	○	-	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
10	R2.7.15	文化	ベートーヴェン交響曲全曲演奏会 第2回	松本モーツァルト・オーケストラ実行委員会	実行委員長 古幡 開太郎	申請者と同じ	後援	周辺地域の多くの人々に楽しんでいただきたい	7月15日	令和2年10月18日(日)14時から16時	過去承認	承認	7月16日	種高交流学習センター「みらい」	交響曲を演奏することによってメンバーの演奏能力の向上を図ると共に、住民に楽しんでいただく	ベートーヴェン作曲の交響曲、他を演奏し多くの市民に楽しんでいただく。5月5日に予定の演奏会が延期となった	○	-	-	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可
11	R2.7.17	文化	山の日ポスター展 2020	日本グランドフィックスアイナー協会 長野地区	代表幹事 藤久志	申請者と同じ	後援	公共性等 広く一般に周知するため	7月17日	8月8日(土)～8月23日(日) 他	過去承認	承認	7月21日	北アルプス展望美術館(池田町立美術館)安曇野ギャラリー 他	2016年に施行されて国民の祝日「山の日」(8月11日)に合わせて、山岳観光地である長野県から山の素晴らしさや楽しさを発信するため、長野県内数か所でポスター展示を開催する。	「山の日」をPRするポスター、あるいは山の魅力を表現したポスターを展示する。入場料は無料、出品料はJAGDA会員・無料/一般・3,000円 出品数は約25点を予定(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため展示数を減らす)	○	○	-	取扱基準第3条第2項及び第4条第2号により可

事業（懸案事項）	現 況	今後の取組み
コミュニティスクール事業	○地域教育協議会（学校単位で開催） 7/ 9（木）豊科南中 7/13（月）豊科北中、穂高東中 7/15（水）豊科南小 7/16（木）穂高西中 7/21（火）明北小、豊科北小 7/22（水）三郷小、堀金小 7/27（月）明南小	○地域教育協議会 7/28（火）明科中 7/29（水）三郷中、穂高南小 7/30（木）穂高北小 7/31（金）穂高西小 8/ 5（水）豊科東小
児童生徒各種健診業務	○令和3年度の新入学予定児健診 （※認定こども園への事前健診） 7/ 1（水）明科北 7/ 2（木）明科南 7/ 3（金）三郷東部 7/ 6（月）三郷北部 7/ 7（火）三郷南部 7/ 8（水）北穂高 7/ 9（木）三郷西部 7/10（金）たつみ 7/13（月）アルプス 7/14（火）豊科南部 7/16（木）南穂高、北穂高 7/17（金）上川手 7/20（月）豊科 7/21（火）細萱 7/22（水）有明あおぞら	○令和3年度の新入学予定児健診 8/17（月）堀金 8/20（木）穂高 8/21（金）有明の森 8/27（木）穂高幼稚園 8/28（金）西穂高
就学援助事務	○認定事務 ・認定752名（小学校464名、中学校288名） ・不認定44名（31世帯） ※現在、所得の確認できない35世帯を保留。 ○新入学学用品費支出 ※支払日：7/29（水） ・小学校70名 1,702,000円 ・中学校89名 3,732,800円 ※修学旅行費は、実施校が無く、秋に支出の予定。	○特別支援教育就学奨励費 ・案内通知 ・申請書受付
就学事務	○就学指定校変更希望の調査 ○新入学予定者名簿の加除	
電子黒板購入事業	○6月市議会において議決。仮契約 → 本契約 ○校長会（7/14）にて説明。	○納品時期の確認
GIGAスクール ・ネットワーク整備 ・端末整備	○補助金交付申請→内示あり ・ネットワーク整備 ・端末整備 ○校長会（7/14）にて説明。	○業者選定委員会へ提出 ・仕様書の詳細を決定 ○内示補助金増額分を市議会の9月補正予算に提出。

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
社会教育委員	7月27日（月） 社会教育委員と教育委員との懇談会	

生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
生涯学習推進計画	7月27日（月）第1回生涯学習推進市民会議 ・会長及び副会長の選出 ・安曇野市生涯学習推進計画の各施策の進捗状況及び重点施策について	
日本語教室	7月開講：豊科教室、穂高教室、堀金教室 7月休講：三郷教室	

中央公民館事業費

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
公民館長会	7月6日（月）第4回公民館長会 ・新型コロナウイルス感染拡大防止に係る公民館講座、運動会、文化祭の開催について ・公民館のあり方について 他	8月11日（火）第5回公民館長会
公民館担当者会議	7月13日（月）第4回公民館担当者会議 ・新型コロナウイルス感染拡大防止に係る貸館等の対応について ・第2次生涯学習推進計画の令和2年度重点事業等について 他	8月 第5回公民館担当者会議
公民館報	7月8日（水）館報第55号発行	8月6日（木）校正会議 8月19日（水）企画会議
総合芸術展	7月6日（月）第1回実行委員会 ・総合芸術展実行委員会規約について ・正副実行委員長の選任について ・第10回総合芸術展開催要項(案)について 他	

作成者：社会教育担当 2020/07/21

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当

児童館運営事業（民間委託事業）

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ	児童クラブ入所随時受付	

穂高北部児童館整備事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高北部児童館整備	実施設計（令和3年2月まで） 用地測量造成設計（10月まで）	8月下旬～9月上旬 土地収用法による説明会

青少年育成環境整備事務・青少年体験事業・子ども会育成会支援事務

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
成人式		8月17日（月）第1回実行委員会
青少年センター	7月 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 公民館に啓発物品設置	8月20日（木）5地域街頭巡回
子ども体験ラボ	7月13日（月）～16日（木） 右記3講座申込受付	水鉄砲・ゴム鉄砲（8月8日（土）） ハーバリウムボールペン（8月12日（水）） 勾玉（8月18日（火））
子ども会育成会支援	7月2日（木） 松本地方子ども会育成連絡会	

放課後子ども教室実施事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
放課後子ども教室		9月開始予定

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

豊科公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
令和2年度菊づくり講座	7月16日(木) 第2回講座開催 参加者13名	8月19日(水) 第3回講座開催予定
豊科公民館サポート会議	7月7日(火) ・新型コロナウイルス感染防止対策による、運動会、文化祭の開催について	
豊科地域スポーツ推進委員会議	7月7日(火) ・新型コロナウイルス感染防止対策による、運動会の開催について	
第15回豊科さわやか市民運動会実行委員役員会	7月16日(木) ・新型コロナウイルス感染防止対策による、運動会の開催について	

令和2年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

社会体育総務費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会	7月17日（金） 新任スポーツ推進委員研修会 講義：スポーツ推進委員の役割 意見交換会：グループ別の意見交換 「部会制の導入」に係るアンケートの実施	

スポーツ推進事業費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
スポーツ教室等	7月16日（木）、21日（火） ○親子運動遊び 会場：穂高総合体育館 参加者：15組 30人 7月25日（土）、26日（日） ○松本山雅レディース交流会 2020 [共催事業] （大町市と共同開催） 会場：牧運動場、大町市運動公園 参加者：中学生女子8チーム 160人	9月5日（土）～11月7日（土） ○マウンテンバイク親子教室 （自転車を活用したまちづくり取 り組み事業） 募集定員：10組 20人 会場：啼鳥山荘東側
市民スポーツ祭		8月6日（木） 令和2年度 第11回市民スポーツ 祭実行委員会 8月23日（日）ソフトボール競技会 （有明運動場）【中止】

社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
体育施設管理	7月8日（水） 大雨により、豊科水辺公園マレットゴルフ場 の一部、高瀬川河川内緑地マレットゴルフ場、 御宝田水のふるさと公園グラウンド・マレ ットゴルフ場で水害 当面の間、使用不可	施設の復旧について関係団体と検 討

市民プール管理費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
穂高プール運営	6月30日（火）、7月1日（水） 指定管理者と令和2年度業務範囲等の打ち合 わせ	7月中 変更年度協定書の締結予定
穂高プール解体	7月2日（木） 穂高プール解体設計業務打ち合わせ	契約日から8月下旬 穂高プール解体設計業務予定

作成者：スポーツ推進担当 2020/07/21

令和2年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
能楽教室 事前学習会	7月31日(金) 豊科北小学校 6学年対象 講師:青木道喜	
能楽教室	9月11日(金) 豊科北小学校 演目:「土蜘蛛」 講師:青木道喜 出演:立命館大学能楽部	感染症対策の上、実施
能楽講演会	9月12日(土) 穂高会館講堂(予定) 定員70人 講師:青木道喜 出演:立命館大学能楽部 テーマ「能役者が語る能・道成寺の魅力」	感染症対策の上、実施

文化団体補助事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
国営アルプスあづ みの公園早春賦音 楽祭 (実行委員会主催)	第16回早春賦音楽祭(中止)の事業報告・会計報告など 事務局会議:7月10日(金) 実行委員会:7月21日(火)	
田淵行男賞写真作 品公募 (実行委員会主催)	第6回田淵行男賞写真作品公募の中止について 実行委員の書面表決により中止を決定	市制施行20周年に合 わせ実施。 令和6年公募 令和7年発表の予定

交流学习センター等管理費

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
豊科交流学习セン ターへの指定管理 者制度の導入	指定管理者審査委員会 7月9日(木) 募集要項の審査 法規審査委員会 7月16日(木) 管理規則の審査	

博物館係

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
企画展示	「友の会ボタニカルアート展・写真展」 会期:7月4日(土)~8月28日(金)	

コンパクト展示	「生きものの決定的瞬間展」 会期:7月1日(水)～8月30日(日) 場所:ゆりのき 「七ターそのロマンと現実」「家蚕と天蚕」 会期:7月22日(水)～8月30日(日) 場所:ほりで一ゆ～四季の郷	
---------	--	--

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
穂高郷土資料館 穂高鐘の鳴る丘集 会所	県宝の縄文土器のほか、農具や漁具、養蚕資料など民具を 展示。鐘の鳴る丘集会所紹介コーナーリニューアル。	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
企画展示等	「楡フォトクラブ写真展」 会期:6月30日(火)～7月19日(日)	「疫病退散 見えない ものを追い払う！」 会期:8月18日(火)～9 月13日(日)
	「三村大悟コンテンポラリーアート展」 会期:7月22日(水)～8月16日(日)	

文書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
コンパクト展示	「来た道～忘れ去られた感染症、銃後の守り～」 会期:5月17日(日)～8月31日(月)	
第1回 市誌編さん委員会	期日:7月30日(木) 構想(素案)について 場所:きぼう	
重要文書等収集・整 理	公開資料点数 45,723点(6月末現在) (6月新規点数/公文書55点、地域資料1,169点)	

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
『穂高の宝』の発行	穂高地区の文化財等を調査・執筆し冊子を刊行予定。	

文化財保護事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財 補助事業事務	・無形民俗文化財の保存伝承関係、文化財維持管理関係、 等への補助事業事務	
「安曇平のお船祭り」調査報告書刊行	・記録作成等の措置を講ずべき無形民俗文化財の選択を受け、H29～R1 に実施した『安曇平のお船祭り』調査の報告書を配布 ・報告書増刷(60部)	報告書の配布と調査成果を情報発信し、成果を活用して保存継承へ繋げる方策を考える。
「安曇野の建造物」調査	・信州大学工学部建築学科(梅千野研究室)との連携事業 ・古民家の記録保存、穂高神社から各地区へ払い下げられた本殿の調査、常念石室調査等。	連携、研究内容について調整を行う。
第1回 文化財保護審議会	・8月7日(金)10:00～ 共用会議室 307 委員委嘱 「満願寺の古文書」文化財指定にかかる答申	令和元年度第2回審議会で諮問内容について意見あり。
文化財保護へ向けた啓発活動	・いわれの地標柱等修繕事業	
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	・国登録有形文化財飯田家住宅文庫蔵・隠居屋の屋根改修：施工日程調整中 ・自動火災報知機設置に係る現状変更許可 「平福寺の観音堂」：施工中	
「地域の伝統文化」目録贈呈式	・明治安田クオリティオブラيف文化財団の「地域の伝統文化」助成事業の採択を受けた、中萱紫石会(熊野神社のお船祭り)への目録贈呈式 7月20日(月)11:30～ 会議室 301	
無形文化財及び無形民俗文化財の保存及び伝承事業	穂高神社御船祭りの一部中止(御船曳行等中止)のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、各地のお祭りが中止・縮小されている。	お祭りが中止または縮小された場合でも、保存及び伝承に係る事業計画での補助金交付申請を勧める。

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
遺跡内での開発に対しての協議及び工事立会いの実施	・一般開発・公共事業に伴う現地協議及び工事立会い	随時対応

法 第 93・94 条関係の事務	・周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応
令和 2 年度以降公共事業協議	・令和 2 年度以降に埋蔵文化財包蔵地内で計画されている公共事業について、必要に応じ、試掘調査計画、発掘調査対応等を担当部署と協議する。	継続
明科遺跡群古殿屋敷第 3 次発掘調査	・安曇野市消防団第 6 分団第 1 部・第 3 部統合詰所新築工事に伴う発掘調査(6 月 15 日から現地作業開始)	今後、浸透柵地点の調査を実施。
明科廃寺出土遺物整理作業	・平成 30 年度に調査を行い、出土した明科廃寺出土遺物の整理作業を開始する。	7 月 1 日から整理作業開始
埋蔵文化財報告書作成作業	・『平成 31 年度分試掘・立会報告』『穂高古墳群 E13 号墳』『三枚橋遺跡(1995)』発掘調査報告書刊行に向けての作業。(入稿 →校正 →刊行)	3 月末報告書刊行予定

図書館係

図書館事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み
図書館運営	7 月 7 日(火)から利用の緩和 ○中央図書館の開館時間の変更 平日：午前 9 時～午後 8 時(通常時間)	
第 1 回図書館協議会	期日：7 月 29 日(水) 場所：穂高交流学習センター 内容：令和元年度図書館事業報告 等	第 2 回は 10 月を予定

<p>7月 おはなし会の開催</p>	<p>中央図書館 ○おはなしのとびら(毎週水曜日) 8日・15日・22日・29日 先着5組 ○おはなしとしょかん 18日(土) 先着5組</p> <p>豊科図書館 ○ちいさいたんぼぼ・おはなしたんぼぼ 17日(金) 各先着10組</p> <p>三郷図書館 ○ポケットの会 11日(土) 先着10組 ○おはなし会 28日(火) 先着10組</p> <p>堀金図書館 ○おはなしのへや 21日(火) 先着5組</p> <p>明科図書館 ○おはなし会 25日(土) 先着5組</p>	<p>7月は、開催時間を15分に短縮して開催したが、8月からは、通常にどおり開催の予定。</p>
<p>第70回 長野県図書館大会 第1回 実行委員会の開催</p>	<p>期日：8月4日(火) 場所：穂高交流学習センター</p>	